令和８年第４回安平町議会定例会会議録（第２号）

令和８年６月24日（水曜日）午前10時00分開会

１　招集年月日　　令和８年６月24日（水曜日）

２　招集の場所　　安平町議会　議場

３　出席議員（12名）

議席番号

１番　三浦　恵美子	２番　吉岡　政昭	３番　反町　　恵
４番　箱崎　英輔	５番　内藤　圭子	６番　神野　祐太
７番　山村　哲也	８番　工藤　秀一	９番　鳥越　真由美
10番　梅森　敬仁	11番　高山　正人	12番　小笠原　直治

４　地方自治法第121条第１項の規定により、説明のため会議に出席した者

町　　長	及川　秀一郎
教　育　長	井内　　聖
代表監査委員	小川　誠一

５　町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副　　町　　長　田中　一省

総務課

総務担当課長　岡　　康弘　情報担当課長　池田　恵司

政策推進課

財政担当課長　木林　一雄　企画担当課長　木村　　誠

税務住民課

税務戸籍担当課長　奥田　浩司　生活環境担当課長　佐々木　智紀

産業振興課

産業振興担当課長　森池　和哉

建設課

土木公園担当課長　塩谷　慎嗣　施設担当課長　伊藤　富美雄

健康福祉課

国保介護担当課長　阿部　充幸　健康福祉担当課長　小板橋　憲仁

水道課

水道担当課長　谷村　英俊　下水道担当課長　佐々木　貴之

住民サービス課　兼　商工観光課

総合支所長　　山口　　崇

６　教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会
　学校教育担当次長　佐々木　英　生　教育委員会課長補佐　武　田　一　倫

7　職務のため出席した議会事務局職員
　事　務　局　長　石　塚　一　哉　主　幹　鈴　木　慎　二

○　議 事 日 程　（第２号）

日程番号	議案番号	付　議　案　件
日程第１		一般質問
日程第２	報 告 第 ２ 号	令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第３	選 挙 第 １ 号	安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第４	諮 問 第 １ 号	人権擁護委員の推薦について
日程第５	議 案 第 １ 号	安平町副町長の選任の同意について
日程第６	議 案 第 ２ 号	安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第７	議 案 第 ３ 号	安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８	議 案 第 ４ 号	安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９	議 案 第 ５ 号	安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議 案 第 ６ 号	道の駅あびらＤ51ステーションの指定管理者の指定について
日程第11	議 案 第 ７ 号	財産の取得について（学習用タブレット端末更新事業）
日程第12	議 案 第 ８ 号	令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）について
日程第13	議 案 第 ９ 号	令和８年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について
日程第14	議案第 10 号	令和８年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第15	議案第 11 号	令和８年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について
日程第23	意見案第１号	地方財政の充実・強化に関する意見書（案）について
日程第24	意見案第２号	イランへの軍事行動の即時停止と外交による平和的解決を求める意見書（案）について
日程第25	意見案第３号	急騰する奨学金の金利に対する負担額軽減を求める意見書（案）について
日程第26	意見案第４号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）について
日程第20		議員派遣の件について
日程第21		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第22		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第23		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○　本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問　～　日程第15　議案第10号

○　会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の２人を指名した。

２番	吉　岡　政　昭
６番	神　野　祐　太

会　議　の　顛　末

◎　再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（小笠原直治君）　おはようございます。

只今の出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎　日程第１　一般質問

○議長（小笠原直治君）　日程第１、**一般質問**を行います。

【通告№.５　７番　山村　哲也】

〔山村議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　山村議員。

○７番（山村哲也君）　おはようございます。本日私初めての一般質問となりますので不手際等あるかと思いますがよろしくお願いします。私はこれまで安平町でＮＰＯ法人を設立して４年間地域共生社会の実現にひたすらに取り組んでまいりました。この取り組みの中で感じた疑問とか課題をもとに質問させていただきます。それでは一般質問を進めさせていただきます。今回は地域共生社会づくりの取り組みと安平町第３次総合計画への反映について伺います。要旨といては令和８年度の町政執行方針を拝見し、「当町を取り巻く社会情勢」の部分で触れられている課題として、私が特に懸念している部分は、「国全体で進行する人口減少は、労働力不足や医療・介護サービスの供給体制の維持といった課題を深刻化させており、中略します。町の課題解決と幸福度を高めるふるさとづくりをテーマに、地域と民間の力を結集しながら必要な施策を着実に進めていく」と述べられています。また、先日、広報あびら６月号に掲載された「令和７年度の安平町まちづくり町民アンケート」の結果を一部抜粋すると、暮らしの安心基盤として「医療福祉の方向性をわかりやすく、全世代が住み続けたいと思える体制へ」もう一つが「健康で長生きするための介護予防を充実し、教育と合わせて“まちの両輪”として位置づける」との声が寄せられています。我が国の現状として、高齢化率は約30%に達し、達成した速度も含めて超高齢化社会として世界一の課題先進国です。参考までに安平町の高齢化率は、この度の事務報告によると、４月末現在36.79%となっています。この課題の本質は単に高齢者が増える

だけでなく、労働人口の急減、これは急速に減っていくということですね。それと社会保障費医療、年金の爆発的な増加、地方の過疎化、空家問題などが複合的に同時に発生し、社会のあらゆるシステムが限界を迎える課題に直面しています。しかもこれ世界中どこを見てもお手本となる先例がないことから、町政執行方針の中でも「先の見通しが極めて難しく、自治体による創意工夫が一層求められる」と述べられたと解釈しています。そこで 2016 年頃から厚生労働省が国の基本方針として地域共生社会を推進しています。趣旨を要約すると「制度や分野の枠、さらには支える側、支えられる側という従来の関係性を超えて、すべての住民が生きがいや役割を持ち、互いに支え合いながら暮らせる包摂的なコミュニティを創る」と提唱しています。そこで４点ほど質問させていただきます。（１）としてこれまでの教育を軸としたまちづくりは若い世代の転入者も増え、まちづくりの施策としては大きな成果を出していると私は捉えています。この度教育行政執行方針で示されている学校を核とした地域づくり活動となるあびらコラボセンター（仮称）の設置や町民の社会参加の機会をつくる共遊事業は包摂的なコミュニティづくりにつながると想像していますが、これ地域共生社会の考え方を取り入れた取り組みとして解釈していいか。事業概要の補足をお聞かせいただきたいです。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　あびらコラボセンターについては、これまで教育委員会や自治会、ＮＰＯ、住民有志等で個別に活動を進め、地域と学校が協働して子どもたちの育成に取り組んできましたが、これらの活動が効果的かつ持続的に活動できるよう互いに緩やかにつながる仕組みを作るとともに活動自体を増やしていく必要があります。このことから学校と地域がパートナーとして連携協働し、子どもたちの成長を社会全体で支えるとともに社会教育活動や地域活動の充実を目指す体制づくりをすることを目的に令和９年度の設立を目指すものです。あびらコラボセンターでは学校と地域が連携し、子どもたちに社会とつながる豊かな体験を提供し学びの充実を図ること。学校を核とした交流を促進し、持続可能な地域活動の担い手を育成し地域力の向上を図ること。地域が学校を支える仕組みを整え、教職員がより深く子どもと向き合う環境を作り、教育環境の整備を図ること。コーディネーターを配置し個人の善意に頼るだけでなく、地域全体で子どもを育む持続可能な組織体制を構築し、組織的な連携を図っていきたいと考えています。また、共遊事業は世代や立場の違いを超え、ともに学び作る楽しみを共有する場を提供する事業でありますが、社会教育の力で住民同士の緩やかなつながりと自分たちの町は自分たちで作るという誇りを育みことで結果として誰しも安心して暮らせる地域づくりを目指すものです。地域共生社会とは制度や分野ごとの縦割りや支える側、支えられる側という関係を超え、地域住民一人一人が役割を持ち、助け合いながら自分らしく安心して暮らせる地域社会であり、住民同士のつながりや住民主体的な関心が不可欠と認識し

ています。あびらコラボセンターや共遊事業は令和８年度教育行政執行方針で掲げるともに生きることを学ぶ施策の主眼となります。子どもから大人までが学校や地域で学びを通して緩やかにつながり合う環境づくりが結果として地域共生社会の実現に向けた取り組みであると捉えていますので、その考え方を取り入れた事業だと考えています。

〔山村議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　山村議員。

○７番（山村哲也君）　地域共生社会の考え方を取り入れたということで次の質問に移行します。

２番目として、今説明いただいた取り組みは、教育委員会と健康福祉課、その他の課との連携が重要になると推察しています。行政の仕組みとしては、各課の専門性を高めるために必要な縦割り、いわゆるセクショナリズムと言われるものを採用している中で、横断的な連携は、職員の心理的な障壁も含めて構造的に難しいと言われています。しかしながら、現代の複雑な課題に対応していくためには、各課の専門性を確保しながら法律や予算の枠を超えた行政内の横断的な連携が日常的に実現すると、住民サービスの向上に直結していくと考えています。この取り組みで各課を横断して連携する現時点の取り組みや、さらに発展・強化するための想定はありますでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　行政内の横断的連携については住民サービスに向上に欠かせないものと認識しています。現在社会教育関係では地域学校本部設立に向け、３月 14 日のキックオフ住民説明会を開催しています。福祉関係団体、ＮＰＯ、企業の方など地域学校協働活動で子どもが育つまちづくりの貴重講演の他、意見交換を行い、多様な主体が関わる基盤づくりを開始しました。町内連携の推進として３月 24 日に政策推進課、健康福祉課等の関係のある職員と情報共有会議を開催し、まずは各課業務との関連性を深め、お互いの施策に対する認識を共有しています。今後はこれらの対応を通じて各課の知見を仮称あびらコラボセンターに取り入れることで制度の枠を超えた連携体制を構築し、住民サービスのさらなる向上に努めてまいりたいと考えています。

〔山村議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　山村議員。

○７番（山村哲也君）　これはこれから事業が動いていく中で連携がさらに生まれていくと理解しました。

次の質問に移ります。（３）2021 年４月施行の改正社会福祉法に基づき、地域の地域共生社会の実現を目指して創設された市町村事業である重層的支

援体制整備事業があります。これは高齢、しょうがい、子ども、生活困窮といった分野の枠組みを超え、複雑化・複合化した住民の課題に一体となって対応する包括的な支援体制を構築することを目的としたものです。安平町は地域福祉総合計画に基づき、社会福祉協議会の取り組みや行政との連携も含めて支援の土台となる包括的な支援体制づくりや地域福祉の連携強化に非常に積極的に取り組んでいることが伺えますし、結果効果も出ていると感じています。その中で今後重層的支援体制整備事業に取り組むお考えはありますでしょうか。

〔小板橋健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君）　まず重層的支援体制整備事業についてご説明を申し上げます。本事業が創設された背景ですが、我が国は少子高齢化が急速に進み、人口減少が加速しています。同時に家族構成の多様化や地域のつながりの希薄化により高齢者、しょうがい者、子ども、生活困窮者など複合的で複雑な生活課題を抱える人が増加しています。これらの課題に対し分野ごとに異なる相談窓口や支援制度が存在しています。例えば高齢者の相談は地域包括支援センター、しょうがい者や生活困窮の相談は福祉関係部局といった分野となります。しかしながら実際には一つの世帯が複数の課題を抱えていることが多く、十分な支援につながらないという全国的な課題が生じていることにより、令和３年の社会福祉法改正により重層的支援体制整備事業が創設されています。この事業は分野を超えた相談支援体制を構築し、複合的で複雑な生活課題を抱える人々を総合的に支援することを目的としており、一つ目に包括的相談支援事業、二つ目に参加支援事業、三つ目に地域づくり事業、この３つの事業で構成されています。安平町では本事業を活用していませんが、すでに地域包括ケアシステムを中核として分野ごとの相談支援体制を構築しています。具体的には地域包括支援センター、こども家庭センター、障害福祉相談窓口などが健康福祉課として同一フロアに配置され、相互に連携できる体制が整備されています。また、相談履歴を健康福祉課内で情報共有できるシステムを導入し、相互に情報交換を行い協力し合える関係性を構築しています。このような既存の体制の制度を高め、さらに健康福祉課グループ内の連携を図ることで重層的支援体制整備事業と同等の効果を目指しています。共生社会の実現に向けた重層的な相談支援体制が現行の体制の中で構築できると考えています。また、今後の社会情勢の変化、財政状況の推移、専門職確保の見通しなどを踏まえ、中長期的な視点から慎重かつ柔軟に対応する必要も認識していますが、現在のところ本事業に取り組む考えはありません。

〔山村議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　山村議員。

○７番（山村哲也君）　現行の体制でこの重層的な相談支援体制が取れるという

ことで解釈しました。ただ、これ国の補助事業ということで安平町の人口規模でいくと最大2530万円ぐらいの補助事業になっているかなと思います。町負担も当然承知していますが、現時点でこの本事業に取り組まないというところで理由だったり課題がありますでしょうか。

〔小板橋健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君）　具体的な理由としては５つ考えられるかなと思っています。まず１つ目に人材確保の困難性。こちらは重層的支援体制整備事業では相談支援専門員や参加支援専門員などの専門職配置が要件となっています。しかしこれらの専門職の確保は極めて困難だと考えています。２つ目に事業実施に伴う事務負担の増加。本事業では包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業の３つの事業を一体的に実施することが求められています。そのため事務手続きや報告書の作成などの事務負担が大幅に増加することが見込まれています。３つ目に既存体制との調整の複雑さ。すでに構築されています地域包括支援センター、こども家庭センターなどの既存体制との調整が複雑になることが見込まれると考えています。４つ目に効率性の問題として本事業は複数の専門職配置を前提とされていますことから小規模自治体では職員の兼務が多くなり、かえって効率性が低下する可能性があると考えています。５つ目に国庫補助の限定性。重層的支援体制整備事業の国庫補助については事業実施に必要な経費の一部に限定されており、町の負担が相当程度発生することが見込まれている。以上の５つが主な理由と考えています。

〔山村議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　山村議員。

○７番（山村哲也君）　慎重かつ柔軟に対応していくところで承知しました。最後４つ目の質問に移らせていただきます。福祉とは、高齢者やしょうがい者など特定の住民に限らず全ての住民に関わる概念になります。冒頭の要旨で説明させていただいた令和７年度の安平町まちづくり町民アンケートでは、福祉の充実を望む声が寄せられています。また、町政執行方針でも示された町の課題解決と幸福度を高めるふるさとづくりに共通するのが、地域共生社会の概念と一致すると考えております。説明が重複しますが地域共生社会とは、制度や分野の枠、さらには支える側、支えられる側という従来の関係性を超えて、すべて住民が生きがいや役割を持ち、互いに支え合いながら暮らせる包摂的なコミュニティを創るとなっております。町民からの声で上がっている教育と福祉をまちの両輪とすることで、福祉の方向性がわかりやすく、全世代が安心して住み続けたいと思える体制が醸成される、即ち幸福度の向上にも寄与していくと考えます。地域共生社会の本質は、住民の対象を限定しない、役割を固定しない、福祉の分野にとどまらないということになります。まちづくり、移動・交通、雇用、デジタル、スマートシティ、環境

など地域の暮らしに関わるあらゆる分野を巻き込むので、その概念は極めて広範囲に及びます。そのため地域社会全体のグランドデザイン、いわゆる全体の設計図ですね。理想像とか理念が必要だと考えています。今年度中に策定される第３次安平町総合計画へこの地域共生社会づくりの概念とか考え方というのを反映させる想定はしていますでしょうか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　総合計画の関係になりますので私からお答えさせていただきます。はじめにご質問がありました安平町まちづくり町民アンケートについては第３次安平町総合計画の策定にあたって町民参画の一環として実施したものですが、その結果概要については広報あびら３月号から６月号に書けて掲載していまして、この後も総合計画関連の内容について広報に掲載をさせていただく予定となっています。議員の質問にあります町民アンケート結果については、そのアンケートの事由記載欄で目指すべき姿、進むべき方向性について町民の皆様からご意見いただいたものでして、多くのご意見をいただいた中の健康福祉分野にかかるものです。議員がご質問されています地域共生社会については、国が掲げる理念と認識していまして、当町の第２次安平町総合計画においては政策分野の健康福祉分野に保健、医療、地域福祉、しょうがい者福祉、高齢者福祉、社会保障の６つの基本政策として位置づけていまして、住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう住民、地域団体、行政が一体となった支え合いと助け合いによる地域福祉の推進を目指すこととしています。今年度が第２次安平町総合計画の最終年度となっていまして、第３次安平町総合計画の策定に向けては昨年の議会全員協議会において策定方針を説明していまして、町民と行政の協働の計画づくり、町民の幸せに寄り添う計画づくり、地域の強みを活かした計画づくり、選択と周知を意識した戦略としての計画づくりといった視点を踏まえて地方自治の本旨である町民の福祉の増進につながるよう策定を進めることとしていまして、計画策定過程の中でどういった位置づけや反映ができるかといったところを検討していくこととしています。

〔山村議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　山村議員。

○７番（山村哲也君）　検討していただくということで承知しました。本日は一般質問の場であり要望する場ではないとレクチャーされていますのでこれ以上は申しませんが、本日質問した４点というのはすべて地域共生社会につながる質問でした。教育がこの地域に展開されるということは私としては福祉との連携が必然的に起こってくると思っていますし、そうなると行政内の各課の連携も必須になってくるかなと思っています。その結果として住民サービスが向上していくと考えています。先ほど質問した重層的支援体制整備事業に関しても手段の一つと考えていますし、これは地域共生社会実現の一

つの方法と私も認識しています。この世界的にお手本もない少子高齢化社会で他の自治体でも個別の取り組みは目を見張る取り組みはいくつかあるのですが、本来の意味の地域共生社会の取り組み、まちづくりはなかなかないなと感じています。その中で幸福度を高めるまちづくりの一つとしてこの地域共生社会の考え方、地域住民の方が教育の柱が一本立っているなと思うのですが、もう一本この福祉の柱が立つと例えば移住されてきた方たちが学校教育、義務教育が終わった後も安平町で住み続けたいなと思えるようなまちづくりにつながっていくのではないかと考えています。これで今日、私の質問は終了とさせていただきます。

○議長（小笠原直治君）　以上で７番山村哲也議員の一般質問を終わります。次に８番工藤秀一議員の質問を許します。

【通告№.６　８番　工藤　秀一】

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。
○８番（工藤秀一君）　８番工藤秀一です。４件質問させていただきます。はじめに町道あうさり線整備について、移住定住対策として、また、災害時の避難路として安平地区から富岡地区に抜ける未整備の町道を整備することは重要と考えています。はじめに国やこれは令和５年９月にも一般質問させていただいていますのでその時の流れから今回は国や道への要望をしないのか伺いたいと思います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。
○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　通称あうさり線と呼ばれる町道ですが、正式には安平富岡線です。移住定住策や災害時の避難路としてのお話ではありますが、令和５年９月定例会の一般質問でご回答申し上げたとおり事業規模や財政負担が大きいことから現在は国や北海道に対し整備要望を上げることは考えていません。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。
○８番（工藤秀一君）　昨日他の議員からもラピダスについて一般質問がありましたが、この道路整備についてもラピダスが稼働した時に移住者を誘導するためには非常に有効な道路であると捉えての質問でした。安平町内で遠浅、早来、安平、追分の４地区からラピダスや千歳市、千歳空港に行くには安平だけが早来から回ったり追分から回ったり遠回りしなければならない地理

になっています。あうさり線があれば、あうさり線走ったことないのでわかりませんが、たぶん10㎞ぐらいは近くなるのではないかと思います。名前のとおり安平富岡線なので安平と富岡の間にある山を越える道路になりますが、町道となっているのでなぜ整備されていないのかというところから始まりましたけれども、この道路があると非常に移住にも有効な道路になるかと思っています。今調べてみると現状千歳市の向上、ＩＩＭ－１で試作が成功して2026年現在はパイロットライン、量産前の試作検証ラインの立ち上げ段階のところまで来ていると。そういったところで千歳市は今現在人口9万8000人規模ですが、これまで将来推計人口は2040年に9万2861人減る推計だったのです。５、6000人は減るのではないかと。ところがラピダスや関連企業の集積によって千歳市の今の推計では10万人を超える上方修正をしています。およそプラス１万人修正している状況にあります。千歳市ではラピダス進出決定以降、工業用地はもちろん住宅地や商業地でも地価が大幅に上昇しています。新たな住宅地の形成を図るため根志越の市街化調整区域を市街化区域に編入することにもしたそうです。この動きは恵庭市にも波及していると。土地の取得競争が激化するエリアも見られると。逆に現在住んでいる方々は高騰する家賃等について行けなくて引っ越しも増えてきていることも聞きます。そういう方々が安平町に移住してきているという話も若干あるようでそんな話も聞きます。このようなことを聞いてネットを検索するとこのような千歳市ラピダスの影響による状況を確認しようと検索しても千歳恵庭ってよく出てくるのですが、安平町ってなかなかヒットしなくてあまり目立っていないなと思っています。そういう意味で何が言いたいかというと移住者をこの待っている状況だけでなくて積極的に呼び込むような時期に来ているのではないかと思っています。安平町が工場とか建てる場合に水不足とかあるかとは思いますが、今そういう状況であればベットタウン化でもいいかと思います。住みたい方をぜひ呼び込んでいただきたいなと思います。そういう意味で４地区あって均等に移住者を呼び込むにはあうさり線は非常に大事なところだなと思っています。安平地区は土地が多くあると思いますし、非常に有効だと思っています。今住宅も増えたりしてきて土地もかなり十分にあるのかなと思いますので、そういったことで改めてあうさり線について考えを伺いたいと思います。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　あうさり等の基本的な答弁は先ほど塩谷課長から申し上げたとおりです。昨日もラピダス関連のことによって安平町が当然隣接している自治体ですので、積極的な動きは昨日もご質問いただいて答弁しましたので重複するところは避けますが、今ベッドタウンの話も出ましたが、やはり早来地区だったり追分地区それぞれラピダス、さらにはラピダスに関連企業がこれから見込まれますけれどもそういったところへのアクセスする道路の整備だったり、また安平町においてはそれを受け入れる住宅地の確保だったり、それを後押しする民間のアパート建設の支援事業。これまでも結

果もついてきていますので、そういったところをさらに推し進めていく話も昨日概要について説明させていただいたところです。また、一方で安平地区については、全体の安平町の中の４地区の中でも一番小さな集落になります。500 人強の規模ですが非常にコミュニティが充実し、また、安平小学校の後利用を踏まえてまちづくりの協議会も立ちあがって、町としても集落支援を配置したりしながらまちづくりを展開しているということです。ちょうど一昨日先週の日曜日に安平地区で 68 年の歴史がある弥生会という会がありまして、合併してから一回あうさり道を歩む会があったのですが、合併してから一回実は歩いてみようという会があって私も当時子どもと一緒にそこを歩きました。非常に起伏が激しく安平駐屯地の横を通りながら昔で言う炭焼きのところまで出る５㎞ぐらい往復 10 ㎞、片道大体５㎞ぐらいだったと思いますがそういったところがあうさり道なのですが、そこを整備するには先ほど答弁でも出ました相当な費用と難工事が出てくるのではないかとその時は感じていた部分があります。安平地区が一昨年、昨年もアパート建設も好調でして、複数棟３棟建って、また、新規住宅も昨年においても７棟ぐらい建ってきたりしています。そういったことがありますが、あうさり道を整備して安平地区の方が 10 人か 20 人かわかりませんが現状でそこの道を使うかもしれませんが、そこの投資効果からいくとなかなかハードルが高いと我々は考えています。また、いろんな発想の中で従来から例えばトンネルを作るとかって安平山もですね。そういった近くを通してもっと近くに行けるんじゃないかとかいろんな夢のある発想というのは従来からいただいていますが、やはりそこには現実的なところとの整合性とかもありますので非常にそういった道路が実現すれば利便性が高いということは否定しませんし、非常に有効だと思いますが、そこがラピダスの関連の話だけで先行して何か取り組みを進めていくということは相当なハードルが高いと現時点で思っていますので、今回重要ではないかというご指摘はありますが、現状においては難しいと思っています。しかしながら安平地区については早来を回っていっても追分側を回っても非常に近い場所でして、そして逆に言えば利便性も高いエリアでもありまして今見直されて移住が進んできていると思っていますので、苫東の企業もありますし、インターチェンジも近いので選んでいただけるといった移住政策も含めて全体像を考えていきながら総合計画の中でも踏まえて構想だったり実施計画、基本計画を作っていければなと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　今ラピダスの関連で道路整備が進んでいます。周辺見ても随分変わってきているところもありますが、この苫東につながるような道路もこれからいろいろ整備されるだろうなとは思いますので、そういった道路につながる道路にもなり得るのかなと思っていますが、この人口減少時代に安平町は人口増加の大きなチャンスなので今、遠浅２号線も進んでいるところなので、それができた後にはこのあうさり線整備を諦めずにラピダスに

便乗して国や道と連携して道路ができてくれればいいなと願っています。これからもよろしくお願いします。この質問は以上で終わります。

次に児童生徒の給食費無償化についての質問です。日本は15歳未満の子どもの数が45年連続で減少する中、安平町の出生数も昨年度は20人に減少しているということを聞いています。子ども一人一人を社会全体で支えていく必要性が非常に強まってきていると思います。子どもを産み育てたいと願う人が経済的不安によって立ち止まることがない社会を作らなければならないはずと思います。物価高騰下での子育て支援策として位置づけられ、多くの自治体が給食費無償化を導入し拡大を進めている中です。今年度から国の制度で小学生の給食費を無償化するような方向になっていると思いますが、中学生の給食費は安平町で無償化して義務教育の保護者負担をゼロにしてはどうかと考えていますが、考えを伺いたいと思います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　本町の学校給食費については食材購入費から物価高騰影響分の支援として町独自で月額2000円程度の支援を行い、また、経済的な支援が必要な世帯に対しては就学援助制度を通じた支援も行ってまいりました。令和８年度より実施された国の学校給食費支援制度については、小学生の給食費を月額換算で4766円を支援するもので、このことにより本町の給食費は小学生の保護者負担が月額1000円程度となるものです。これは保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援策として非常に重要な意義を持つものと認識しています。安平町においての今後については本町の財政状況を還元しながら国の支援制度を前提とした給食費の支援を継続していきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　安平町は給食費も今までも補助しながらやってきているのは私も存じています。そういった中で４月に教育委員会の窓口で町内の児童生徒数とか就学前の乳幼児数を確認したのですが、今町内の小中学校合わせて１学年平均50人前後かなと思います。９学年の合計が463人でした。また、その中でも少ない学年は45人。多い学年で63人いました。今回７年生から９年生、追分中学校の生徒と早来学園の７年生から９年生の合計は160名との資料でしたが、このような児童生徒数の中、昨年度の安平町の出生数が20人ということで私は大変驚きました。物価高が大きな社会問題になっていることかと思わざるを得ないかなと思いましたが、この３年間で言っても非常に50人どころではなく低いのです。この３年だと平均30人ぐらいかなと感じました。そういった現象になっていて我が町の少子化対策の一つとしてこの教育費無償化は重要なのではないかと思っています。給食費をどれだけ無償にするかということも給食費負担にならないように保護者の

経済に負担がかからないようにということが国の流れでもあるかと思いますが、まず今回はこの中学生160人いますが安平町で無償化しようと思うとどのぐらいの費用がかかるかわかれば教えてください。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。

○学校教育担当次長（佐々木英生君）　只今の質問、中学生160名を無償化にするというご質問かと思いますが、食材購入費ベースで言いますと、中学生１人あたり月額7000円程度になりますので、掛ける12の掛ける160がかかる金額となろうかと思います。計算ができていないですがそういうことになるかと思います。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　ありがとうございます。通告にないことを聞いたので申し訳ないです。たぶん1500万とか年間2000万とかそこまではかからないのかなとは思うのですが。大きな金額と思います。でも未婚化とか晩婚化、晩産化が進んでいることで国でも経済的な負担や価値観の多様化によって結婚とか出産を選ばない人が増えている中で結婚や出産、育児に常に経済的な負担が伴っております。大きな金額が一気に出ていく不安もありなかなか踏み切れない若者がたくさんいると思います。そういった中で国は子どもや子育て世帯への支援を強化するために子ども子育て支援加速化プランを打ち出して子どもや育児、子育て世帯にやさしい社会づくりの実施を目指しているところと思います。そういった意味でこの流れは子どもの教育費をゼロにするまで続けていくのかなと思っています。その中で安平町としてこの極端に出生数が減っている今取り組みをしてもらいたいなと思っていますが、今後給食費だけでなくて教育費が他にもかかっていますが、何か今後保護者の負担を軽減するような案があれば教えていただきたいと思います。

〔井内教育長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　教育長。

○教育長（井内聖君）　まず給食費についてはとても大事な問題だなと思いつつ、もし仮に給食費の無償化が少子化を食い止める、もしくは子どもの産まれる数が増えるというのであれば今年度に限らず全国で給食費を無償化にしている自治体がありますので、そこの何割ぐらいが実際に子どもの数が増えているのかというところだと思います。ですので、単純に給食費を無償化したからその自治体の子どもの数が増えるのがイコールではないと捉えています。とはいえだから関係ないという話ではなくて大切な問題だということで今回国が動いて全国一律に子どもたちの給食費の支援をしたと。当然その議論の中では中学生世代も対象にという議論もありますので、今後も給食費に

ついては安平町として国の動向を見ながらしっかり考えていきたいと思っています。また、それ以外の保護者の教育にかかる経済的な支援ですが、それについては教材費も含めて今一番課題と認識しているのは修学旅行です。修学旅行のバス代。これは児童数で割るとなっています。今の追分小学校の２年生は８名です。その一方で早来学園では多い学年もあります。つまりいろいろな面で保護者にとっては教育にかかるお金の負担はあります。それについて、今教育委員会としては現状をしっかりと認識した上でどの部分の課題が何年頃に発生してくるのだろうかも踏まえて今後もしっかりと検討していきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　このご質問は幾度となくいただいていまして、その当時答弁していたとおり国の方もこれは国がやるべき政策だと申し上げてきました。小学校が今回全額とまでそれぞれの町で金額がそれにかかる費用が違いますので安平町ではそこで全くの無償になるわけではありませんが大きく軽減になった。私は町長に就任してから給食料金の見直しは当然手続きを踏みながら給食の料金の運営委員会にかけて値上げはしてきているのです。ただ、値上げ分は町で負担をする形にしてきていますので、実際中学生の生徒の保護者の負担についてはずっと横ばいで値上げしないで対応してきているのが実情で、これは工藤議員もご理解いただいていると思います。先ほど井内教育長が答弁したとおり、この小学生の給食無償化の際にも中学生も含めた議論が国の中でも行われていましたので、我々としても他の自治体と合わせて給食の中学生に対する無償化についても要望をこれから行って、これまでも町村会で行ってきていますが、我々も声をあげていきながら、こういったことが全部につながっていかないとどこかの自治体だけが給食無償化したから少子化が解決されるといったものではないので、いろんな課題の中の一つとしてこういった問題も国のレベルで対応していただきながらそれでも十分ではないと思いますし、少子化対策の根本的な原因はそれだけではありませんので、ご指摘は十分これまでのやり取りも含めて理解していますが、国の方にきちんと実情と要望していきながらさらなる負担増は安平町はそこは食い止めていますので、そういったことも訴えながら実現に向けて取り組んでまいりたいと思っています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　安平町は移住者が多く、恵まれているのかなという感じもして昨年度生まれた 20 人に愕然となりましたが、移住者の分を引くとそういう傾向なのかなという感じは受けているので、根本的にいろいろ対策していかなければならないのかなと思っています。今回義務教育の中の給食費無償化は国の方で小学生になって今回それに便乗することで給食費無償化

って非常にアピール力があるのかなとは思っての質問でした。経済的な負担が大きいだけの理由とは思いませんが、現実的にそういう声が多いのも事実なので、そのことを町でも今後とも留めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

次の質問に移ります。先日ときわ公園内で犬の放し飼いによって知人の方が犬に噛まれて負傷したのです。飼い主とは話をしたのですが当初は大したことないと思っていたのですが、後から痛くなったということで傷口も酷く腫れも酷かったのを私も見ています。公園とは言え路上とか公園で犬の放し飼いは法律とか条令では規制されているのか伺います。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　法律や条令による規制に関してのご質問ですが、環境省の動物愛護及び管理に関する法律や法に基づく家庭、動物等の飼養及び保管に関する基準では、努力義務にはなりますが、動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるや動物が人の生命、身体、財産に害を加えないようにする。動物が人の生活環境の保全上の支障を生じさせないようにする。動物が人に迷惑を及ぼさないようにするとあります。条令に関しては北海道動物の愛護及び管理に関する条令があり、遵守事項として第７条第１項でも逸走防止適正に管理するため、室内十分な広さのある囲いの中その他の人に危害を加える恐れのない場所または方法で飼養すること。第２号では十分に運動できる囲いの中で飼養する場合を除き、その種類発育状況、健康状態等に応じ、人に危害を加える恐れのない場所または方法で適正な運動をさせること。この場合において糞等の汚物を適正に処理し、公園道路等または他人の土地等を汚染しないようにすること。第３号では飼い主の制御にしたがうように必要なしつけ及び訓練をすることとありますが、いずれも罰則規定はありません。その他飼い主が第三者にケガをさせた場合、飼い主は刑法上の過失傷害罪や重過失致傷罪に問われる可能性があったり飼い主がわざと犬をけしかけて相手に噛みつかせた場合は傷害罪に問われる可能性もあります。また、民法第 718 条で動物の占有者等の責任が規定されており、第１項では動物の占有者はその動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い、相当な注意をもってその管理をした時はこの限りではないとあり、第２項では占有者に変わって動物を管理する者も前項の責任を負うとありますので、治療費などを請求することも可能であるとのことです。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　路上とか公園などで犬の放し飼いは規制はされているけれども罰則はないということだと思います。第三者に危害を負わせた場合は飼い主は罪に問われる場合もあるし、傷害罪にとられる場合もあるというこ

とがわかりました。今回噛まれた方は先ほども言いましたが噛まれた時はあまり感じなかったので相手が誰かも聞かずに家に帰ったということで後から傷口が腫れてもどこにも訴えられない状態だったということでした。傷口とか犬に噛まれたらどうなのか調べたみたら犬に噛まれて重傷の場合は命に関わる場合もあるんだということを知って大事に至らなくて良かったなということですが、再発を防ぎたいということで、まず犬の放し飼いを禁止の看板を今回起こった場所に立てていただけないかなと思いますがいかがですか。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　動物の放し飼い禁止については公園だけでなく道路上でも起きる可能性があります。これは飼い主のモラルの問題であり、第三者にケガを負わせてしまった場合、刑事責任や民事責任が発生することは飼い主もわかっていることだと思いますので改めて看板を設置することは考えていません。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　飼い主のモラルとはいえいろいろな人がいます。看板があると周りの人も注意したり抑制できるのではないかなと思います。ウチの犬は人を噛まないって人もいますし、そういった場合もときわ公園のように広い芝生に行くと放したくなる気持ちはわかる気がします。公園の入口とか付近に一つ立てておくだけでもいいのかなと思いますが、変な話交通事故があったり熊が出没したりしたらその場所に看板立てたりするのは有効だと思うのですよね。鹿が飛び出す場所に鹿飛び出し注意とかそういったものは必要だと思うので犬の散歩は結構多いのでときわ公園。その芝生付近に犬の放し飼い禁止みたいな看板は必要なのかなと思うのですがいかがですか。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　ときわ公園入口があちらこちらにあるんですよね。坂を登っていく通路もあればキャンプ場の方からも来たりします。道路を渡って公園に入ってくればそこで看板が必要かなと。ただ、犬を車に乗せて駐車場に停めて、そこからまた犬を連れ出すとかいろんなことをシチュエーション考えられるので看板一つで足りるのかという問題もありますし、なかなかそこの考えが至らないというか難しい部分があって今のところはウチの方では看板を設置することは考えてなくて、話的に行けば次の話にもつながってくるので言いづらいのでここで。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　わかりました。ただ、そこの場所って今回噛まれた場所はときわ公園の上のパークゴルフ場のところで噛まれているのです。その時下の方には広場に子どもたちもたくさん遊ぶ場所があったり、こども園の子どもたちも遊びに来る場所なのでぜひ注意看板だけでなく、次の質問に行きます。ときわ公園内にドッグランを設置してはどうかということで質問させていただきます。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　鹿公園内にドッグランがありますが、町外からも利用者があり、大変賑わっていると伺っています。過去にていあんくんによる早来地区にもドッグランがほしいという要望があり、担当課としても安平、早来、遠浅の各地区に１か所ずつ必要だと思い、今後安平町公園ストック再編計画を策定する中で整理していきたいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　場所と目途があるのであれば伺います。ときわ公園内に建設予定ですか。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　場所の選定が非常に難しくて市街地の中にも作ることができず、やはり公園内に作るのが一番いいのかなと思うのですが、今現在場所がなくて選定をしている最中ではあるのですが、ときわ公園の中でここだという場所がまだ見つかっていません。ただ、最近公園内のいろんな各施設も利用がされていない場所もあったりしている部分もありますので、これを再編計画の中で整理できれば一番いいかなと思うのですが、もし空き場所があれば適正な場所があればそこに設置したいと考えています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　ドッグランの設置どうぞよろしくお願いします。

次の質問に移ります。４つ目はＰＦＡＳ水道水検査義務化について伺います。健康への影響が懸念される有機フッ素化合物ＰＦＡＳ。これは環境省が

４月から水道水の水質基準にＰＦＡＳのうちＰＦＯＳ、ＰＦＯＡを追加して水道事業者などに水質検査などを義務化したと。安平町の対応について伺います。１つ目、安平町はいつから検査して採取場所はどこか。その検査結果について伺います。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　ＰＦＡＳの水質検査について答弁します。安平町では義務化となる以前の令和６年７月に町独自で臨空浄水場を含む町内５か所の浄水場でＰＦＡＳの検査を実施しすべて未検出の結果となっています。水質検査の対象となった今年度令和８年度もすでに５月に遠浅公民館、役場総合庁舎、消防組合追分支所、追分美園地区の個人宅の４つの水系で浄水の採水検査を行っており、いずれも不検出となっています。この水質検査の結果は町のホームページでも公表しています。なお、原水については早来地区の２か所、富岡浄水場と北進浄水場及び追分地区の２か所、安平川と高橋の沢、こちら湧水です。７月と８月に検査を予定しています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　確認ですが、水質検査結果は私も見ましたが、わからないところ確認ですが、水質検査をした一覧表の中でハイフンになっているところと実際に数値が書いているのがあって 50ng でしたっけ基準が。それに対して１桁小さい５ng 未満という検査結果が書かれているのがあったのですが、それも不検出という理解でよろしかったですか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　不検出という内容にはなるのですが、存在しないものを０と表示ができないものでして、基準値以下という表記をすると 0.05ｇ以下とかそういう表記にしかならないので、答えとしては不検出ということになっています。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　数字が書かさっていても不検出という理解でよろしいですね。わかりました。

２番目の質問ですが、これまでは目標値とされていた数値が基準化されたと思いますが、検査結果が仮に基準値を超えた場合の対応についてどうされるのか伺います。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　基準値を超えた場合の対応について答弁します。万が一基準値を超えた場合は直ちに飲用制限の広報周知を行い、生活用水として給水を継続します。その上で飲用水については日本水道協会などへ応援を要請し、速やかに応急給水を行うとともに原因究明も進めます。また、ＰＦＡＳは自然発生しない物質であるため、日頃から水源のパトロールを行い、不審なものがないか未然防止対策に努めてまいります。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　ＰＦＡＳは従来の水処理技術で除去が難しくて新たな浄水設備の導入とか運用を検討しているところもあるようですが、安平町は考えについては検討されているか伺いたいと思います。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　ＰＦＡＳに対応した浄水施設の建設については今のところは検討していません。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　全国的には検討しているところもあるようです。それも非常に高価なのでそれは自治体単体で設置するのではなくて国や道の支援でやっていけるような体制が必要なのかなとは思っていますが、そのＰＦＡＳ除去をするには活性炭吸着とかイオン交換樹脂を使った設備改善が必要だと聞いていますが、費用がどのぐらいかかるとかまた通告にないので申し訳ないですがもしわかれば教えてください。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　義務化となる前の令和６年７月の時にここの段階でもしＰＦＡＳが発生した場合にどうするというところで浄水場の処理がどこまでできるのかそこで検討した時には活性炭を用いてＰＦＡＳを除去することが可能かどうか検討をしたことがあるのですが、金額まではそこで試算していないのが現状なので、金額についてはわからないということでよろしくお願いします。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　あと最後の質問ですが、今回そのＰＦＡＳの検査をすることになってその水質検査にかかる費用、結構大きいのではないかと思いますが、その負担額はどのぐらいあるのか。また、水道料金に加算されるのか伺います。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　検査費用と水道料金への影響について答弁します。検査は浄水を年４回５月、８月、11 月、２月に４か所、原水を年１回４か所で行います。１検体あたり税込みで８万 2500 円で年間総額は 165 万円です。これを世帯数で割ると１世帯あたり約 466 円となりますが、この費用が直接水道料金に加算されるわけではありません。今後の料金については新たに作成した水道ビジョン経営戦略案に基づき、施設の更新計画や財政収支など水道事業会計全体を見据えて総合的に検討してまいります。

〔工藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　工藤議員。

○８番（工藤秀一君）　わかりました。これらの水道料金に反映される可能性を懸念する声もありましたが、少し安心しています。また、今後水質検査を行って安心して水を飲んでいけるようよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（小笠原直治君）　以上で８番工藤秀一議員の一般質問を終わります。次の質問に入る前に１２時となりましたら一旦休憩を挟みますので予めご了承願います。それでは３番反町恵議員の一般質問を許します。

【通告№.７　３番　反町　恵】

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　町民の方から聞いたりした質問について本日は質問していきたいと思います。反対署名による民間事業者の太陽光発電施設計画中止後、追分豊栄に残された諸課題について。要旨として 2025 年８月に発覚した安平町追分豊栄 84・91 番地における民間事業者の太陽光発電計画について、住民は森林環境と生活への影響・配水池と水道管の保存について強く懸

念し 2025 年 12 月 10 日、反対署名 1120 筆と要望書を安平町長・胆振総合振興局・民間事業者・土地所有者へ提出。その後、建設は中止となったが、住民の間にはこれまでの森林開発の経緯への疑問と次の転売・他の開発計画の可能性への不安が残っている。諸課題について質問を行う。１番、森林伐採、土砂採掘、農地造成、転売になった場所に太陽光発電施設を設置するということに結果としてなりました。これについて町の見解を伺います。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　反対署名がありました場所での民間事業者による太陽光発電設備の件については、事前協議前の段階でしたので町としては関係法令等に照らしてどうなのかの判断はできませんでしたが、安平町太陽光発電施設の設置に関する条令で太陽光発電施設を利用し、発電を行う事業であって、出力の合計が 10kw 以上のものを規制するため、禁止区域を定めています。ご質問のような場所であったとしても条令で定める禁止区域以外で関係法令等の手続き、協議とか届け出、許可などが完了し周辺関係者、住民の方や自治会町内会の方への説明会を開催するなど必要な措置を講ずれば太陽光発電施設の設置ができるものであり、法令上特段問題がないものです。町としては関係法令を冒してまで太陽光発電施設の設置を規制することはできませんのでご理解をお願いします。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　今回の件についてその入口と出口が何年もかかっての話、所有者も変わっての話ですが、最初の目的と最後の目的が変わってしまったということについて住民の間に疑問が残っているのが趣旨だったので、２番の質問です。今後このようなケースを辿ることのないようにするためにどうしたらいいと考えているかお願いいます。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　今回のケースについては、民間事業者が町に対して事前協議を行う前の段階で反対運動が起こり、その結果民間事業者側が中止と判断したものですので、一概にこうすればよいなどの方法を見出すことが難しいところですが、町としては町政執行方針にもありますように太陽光発電の設置に関する条例の改正を含めた検討を行いたいと考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　条例の改正を検討していただきたいのですが、その入口と出口が変わってしまうことについてはどうお考えですか。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。
○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　先ほども答弁させていただきましたが、入口出口というよりは私たちは慣例法令に基づき事務を行いますので、関係法令上そういう手続きを取っていって問題ないものであれば今の条例上で規制をすることは難しいと考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　わかりました。
３番です。12 月 10 日の要望書に対するお返事で条令改正を検討するということですが、具体的な改正の内容と具体的な時期を教えてください。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。
○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　条例改正の検討については、すでにゼロカーボン推進協議会の中で委員の方やアドバイザーの方からご意見をいただきながら継続して協議することで議論を始めているところで、町政執行方針にもありますように促進地域と抑制地域の明確化、いわゆるゾーニングを含めた検討にあたり、情報収集に努めている段階です。また、国においても制度見直しの動きもありますので、その動きにも注視しながら情報収集や調査を進めていきたいと考えていますので具体的な内容とか改正時期についてはまだお示しできる段階ではありませんのでご理解いただきたいと思います。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　条例の改正にはいろいろな検討をしなければならなくて関係機関への調査とか時間がとてもかかることなのですが、今現状として太陽光発電の設置はちょっと下火になってはいるのですが、今度昨日から話が出ているラピダスによる関連企業の開発が今後考えられてきますので、次の質問に移ります。
税務住民課へ安平の未来を守る会が改正条例案を提出しています。その中に記載があるように、①森林破壊を伴う太陽光発電施設の建設は禁止②施工業者の罰則規定の強化、書類提出の強化、設備撤退する際の基金積立③住民

立会制、町長の許可制④鹿公園周辺一帯を森林保全区域指定というのを検討してはどうかと。できればいいのではないかと感じています。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　議員がおっしゃられている条例改正案については、議員との打ち合わせ時に提供されたものでして、私としてはあくまで参考資料として提供されたものと認識していますし、条例改正については先ほどから答弁しているとおり、条例改正の検討にあたり情報収集や調査を進めている段階であることや関係法令を冒してまで太陽光発電施設の設置を規制することはできないことをご理解いただきたいと思います。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　できれば動きをスピード化してほしいのが町民から出ている意見です。続きまして５番に移ります。豊栄 84 番地に隣接する 85 番地には追分配水池があります。また、84 番と 91 番の間の道路には追分浄水場につながる水道管が埋設されています。民有地のこの 84 番と 91 番を民有地のままにしておくのは利用目的によっては頻繁な工事車両の通行や重機の搬入で水道管が破裂する恐れもあります。大丈夫という根拠はあるかどうか伺います。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　水道管の安全性について答弁します。水道管の安全確保についてはすでに地権者との間で土地の賃貸者契約を締結しています。水道管の強度に関しても１ｍ以上の埋設深度を確保し、強い材質で耐震性を備えたダクタイル鋳鉄管を使用しているため重機の搬入等による破損の恐れはないと考えています。ただし、集中豪雨の後などは道路の路面状態をしっかりと確認します。万が一地盤の崩れなどの変化が見られた場合は速やかに埋設状態を調査し、状況に応じた適切な対策を講じてまいります。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　この水道管が埋設された当時はここに重機が搬入されると毎日何台もトラックが往復する想定がされていないと思います。なので搬入の恐れがないと考えていらっしゃるということですが、そこは甘いんじゃないかなと感じている住民もおりますので、ぜひまったくないということではなくて気をつけていただけたらと思います。それから地権者の方へ払ってい

る賃貸契約の金額と今までどれぐらい払ってきたのかということ合算大体どれぐらい払ってきたのか、もし今わかれば教えていただければと思います。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。
○水道担当課長（谷村英俊君）　細かく把握していないですが年間９万ぐらいで、令和５年度から始めたもので現状で 36 万円ほどの支払額となっています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　わかりました。６番に移ります。追分配水池は追分地区住民の命の泉であり、今後も民有地に挟まれたままにしておくのは将来世代にとって不安材料であす。土地所有者も安平町が買ってくれる方がよいのではと言っているそうです。この土地を町有化し将来にわたって水道設備を守ることが将来にわたる追分住民の安心につながると思うがいかがでしょうか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。
○水道担当課長（谷村英俊君）　土地の町有化について答弁します。水道事業においては水道施設の維持管理に必要な土地であれば水道事業での購入を検討すべきと考えます。しかしながら現時点においては水道管及び水道施設更新で必要となる土地以外の購入については、住民の皆様からいただく水道料金を財源とする水道会計で購入することは難しいと考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　この追分配水池が今後施設更新が必要となってくる施設であるということだと思うのですが、これについて少しご説明いただけますか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。
○水道担当課長（谷村英俊君）　追分の豊栄配水池の施設更新は必要となる施設ですが、これから説明は来月からですかね。水道ビジョンを策定していますが、豊栄配水池の更新についても水道ビジョンの中ではまだその１０年以内の更新ができる計画とはなっていません。それまでの間に重要給水施設への給水管の耐震管とか北進の配水池への送水管の更新とか他にやる事業があ

りまして、豊栄配水池の更新についてはまだ先の事業となっています。更新をする場合には現状の土地ではなく、現状の土地を壊してそこに建て替えできればいいのですが、その時間帯すべて水道がすべて断水する状況になってしまいますので、現地での建て替えではなく新たに土地を確保して新たに更新する配水池となりますので、土地に関してはその計画期間以外のところになりますが、必要な土地は出てくるとは認識しています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　そうしますと今ある現状の追分配水池の隣に新しい追分配水池を作って更新していくことがやりやすい方法だと思います。そうなりますとこの配水池を作るには何年かかかるということですのでやはりこの土地が今 10 年以上先の話ですが、10 年はすぐ来ますので、今の時点で売主が売る意向があることであれば購入しておくことが必要ではないかと思っています。

次の質問に移ります。植林はゼロカーボン政策の一つであり、森の保全・野生動物の居場所にもなる。ゼロカーボン推進自治体としてはＣＯ２吸収についても取り組み、森林保全のため 84 番・91 番を購入した暁には植林を行い、元の山林に戻してはどうでしょうか。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　議員おっしゃいますとおりゼロカーボンの達成にはＣＯ２を吸収する森林の保全は必要であると認識していますが、只今のご質問は民有地を町が購入した場合のご質問で地権者と民間事業者との間に契約関係を含めどのようになっているのか町の方では承知していませんし、このような過程でのご質問についての答弁は控えさせていただきます。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　民間事業者の方はもう撤退していますので、あとは地権者と町の問題かと思います。

次の質問に移ります。森林環境譲与税が国から譲与されています。また、鹿公園周囲の４haを購入する予定になっているとのことですが諸事情により交渉が延期になっています。これらの費用を 84 番・91 番の購入費用にあててはいかがでしょうか。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君）　鹿公園の森林４haについては用地取得に向けて地権者と交渉している経過はありますが、諸事情による契約がいつ行われるか不明確であり、予算措置もしていない状況です。したがって購入するとした時の財源も決まっていない状況です。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　一応購入する財源は決まってはいない状況ということですが、予算はどこかを削ってどこかに生み出すといったことになってくると思いますので必要性があれば予算を取っていただけるのではないかなと思います。このような現状になっていますのでぜひ予算を取っていただけたらと思います。予算を取って購入していただけたらと思います。

９番にまいります。２月 27 日の環境フォーラムでは、太陽光発電施設の促進地域・禁止地域のゾーニングを図っていくとのことでした。太陽光発電施設に留まらず、町全体の都市計画としてのゾーニングが必要で、それに伴って条例の整備が必要と思うがどう考えるでしょうか。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　太陽光発電施設の設置に関する条例については先ほど答弁したとおり促進地域と抑制地域のゾーニングを含めた検討にあたり情報収集や調査に努めている段階です。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　続きまして私から町全体の都市計画について答弁させていただきます。安平町の都市計画については、早来地区は都市計画区域内、追分地区は都市計画区域外と都市計画を設定している町と設定しない町が合併した町です。早来地区の都市計画は当時苫東に関係し、昭和 45 年 11 月 30 日に都市計画決定し、市街化区域及び市街化調整区域を昭和 48 年 12 月 28 日に決定しまして、何度か見直しを行い現在に至っています。早来地区も当時苫東が関係なければ都市計画決定をすることはなかったのではと考えられます。以上のことから追分地区については早来地区のような関係はありませんので、都市計画決定はせず今後も都市計画区域に含める計画はありません。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　わかりました。

10 番です。現代では人類による開発が進みすぎて辛うじて残されている自然にも手が付けられようとしています。世界的な半導体産業、データセンター事業の展開により北海道においても貴重な自然の存在が危ぶまれています。将来世代にこの貴重な自然を残すために開発規制区域を設け、新たな森林や自然環境の破壊を禁止し、計画的に保全してはどうかと思いますがいかがですか。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　将来世代にこの貴重な自然を残すため、そして地球を将来に残すために世界や安平町でも進めていますゼロカーボン達成の一つであると認識しています。そもそもゼロカーボンは地球温暖化の進行を抑制し、持続可能な社会を構築するためで、森林や環境保全しながら再生可能エネルギーなどＣＯ２の排出を削減するための施策とのバランスが重要であり、どちらか一方だけ守ったり禁止したりではなく、バランスを図りながらゼロカーボンの推進に取り組んでいきたいと考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　先ほども申し上げましたが、ラピダス関係の開発がこの先熊本に見られるようにこの地域にやってくる懸念があります。道路の整備とかそういったことも必要な一方で住宅の整備が必要な一方でやはりここの貴重な自然環境をどう守るかどうゾーニングしてその地域、道路、住宅、工場といったものをあと自然とのバランスをどう取っていくのかが今後求められていくのではないかと思います。安平町として先ほど山村議員もおっしゃっていましたが、教育と福祉を柱にと言っていましたが、ぜひ教育と福祉と環境を柱に安平町を今後計画していってもらえたらと思います。

それでは次の質問に移ります。２番として追分地区浄水場施設排水処理・旧追分町の水道管埋設についてです。追分浄水場では旧施設・新施設の２段階でパックポリ塩化アルミニウムと苛性ソーダ中和剤を用いて浄水していますが、旧施設で沈殿させた細かい砂が入った排水は、半年に一回、設備洗浄の際に施設外に排出しています。その量は約 70ｔで、その半分が細かい砂だということです。長年その排水は下流の農家のため池で沈殿させ、２年に１回は町が約 140ｔの砂の掘削、浚渫を行っているとのことですが、その砂は農家の畑にまかれているということです。また、５月 14 日に白樺１丁目の住宅建設現場にて掘削工事を行っていたところ、誤って水道管を切断するという事件が起きました。これによって明らかになったことですが、古い道路を宅地造成した際に水道管を移設していないらしいことが明らかになりました。１番、追分浄水場の周辺を見ると鹿公園の保健保安林の中にあり、面積が狭く大きな工事を行うと保健保安林が損なわれる危険性のある場所です。

隣接する青葉豊栄幹線の側溝や白樺２丁目の下水管にその排水を流すことはできないのでしょうか。

〔下谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　下水道担当課長。

○下水道担当課長（佐々木貴之君）　浄水場からの排水を道路側溝、下水道に流すことの可否についてお答えします。まず道路側溝については主に雨水、排水を流すために設置されているものであり、今回のような砂混じりの排水を接続することは原則認められていません。公共下水道への受け入れについては追分浄水場が下水道区域外にあることから町で別に定めている下水道区域外戻入取り扱い規定に基づき受け入れの可否を検討しました。検討にあたり接続先となる下水道管渠の流下能力を確認したところ、既存の計画流量に追分浄水場からの排水量を加えた場合、当該環境の流下能力を上回ることが確認されました。具体的には追分浄水場からの排水量が時間あたり 70ｔであるのに対し、当該環境での受け入れ可能な排水量は時間あたり 23ｔであり必要な流下能力を確保できない状況です。このため追分浄水場からの排水を公共下水道へ受け入れることはできないものと判断しています。なお、公共下水道への接続にあたっては只今説明した汚水量の他、排除する汚水が水質基準に適合していること。また、砂などを除去するための除外施設を設置することなどの必要な要件となっています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　わかりました。

２番として追分浄水場に細かい砂を取り除く設備を導入してはいかがでしょうか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　排水処理整備の導入について答弁します。追分浄水場は水質汚濁防止法が定める特定施設にはあたらないため、泥の処分施設は設けていません。仮に大規模な浄水場のように泥を乾燥再利用するための沈殿池を新設する場合、設置する場所の確保が困難となり、その代替となる施設を整備する場合は約２億 8700 万円という費用が必要となります。新たに作成した水道ビジョン経営戦略案では、今後の人口減少に伴う水道料金の減額が見込まれている他、老朽化した施設の更新、さらには近年の物価高騰に伴い水道料金を値上げせざるを得ない計画案となっていることからこうした財政状況を考えると新たな沈殿池等の整備は極めて難しい課題であると考えています。また、工事を行う際は一時的に沈殿池の運用を休止しなければならないため、住民の皆様へ安全な上水をお届けするためのリスクが

増大することとなります。以上のことから現在の運用方法についてご理解いただきたいと思います。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　その下流の排水が今ため池に溜まっているというため池では泥上げをしないといけないということですが、その泥がもう畑に蒔いてきたということですが、結構いっぱいですよと。それを今度搬出するとなるとトラックの往来が必要になるということでそうすると畑が傷みますということで困っている話でしたがその辺はいかがでしょうか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　これまでも行ってきたことなのですが、浄水場からの配慮をする際にその地権者の方のところに訪問してどのタイミングでどれぐらいの量を浚渫したらいいか協議をしていくことでご理解いただきたいなと思っています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　わかりました。

次の３番に行きます。追分地区では埋設の申請がなかったため図面が残っていない水道管が存在するということです。水道管の切断は数時間で豊栄配水池の水が失われ、広域の住民の断水につながる恐れがあります。このことについてどう対策していますか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　水道漏水事故の対策について答弁します。安平町では管路台帳システムを導入し、水道管の埋設確認や管の種類、管の直径、バルブの位置などの管理運営を行っています。このシステムはこれまでも書面で残されていた水道図面を網羅的に収集し、地図上にデジタル表示したもので毎年更新を行っているシステムです。今回の破損事故は実際に通水されている給水管が埋設されていたにも関わらず、過去の経緯からこのシステムの図面上に表示されていなかったために発生したものとなります。復旧工事にあたっては既存のバルブを閉めた場合約130戸が断水となることが判明したため、復旧にかかる時間と排水量、また、配水池の水量を計算し、リスク管理を行った上で130戸の断水ではなく、新たにバルブを取り付ける工事が可能と判断し施工したものとなります。復旧まで約10時間375ｔの水が排水

となりました。なお、今後の対策としては管路図面が表示されていない箇所であっても近くを掘削する場合は注意喚起を徹底してまいります。さらに状況に応じて事前に手彫りなどで位置を確認する試掘を行うといった対策を講じ再発防止に努めていきたいと考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　そうした水道工事が行われるということは具体的には工事する会社の人が行うことになるかと思います。いろんな町内にも札幌の方からも業者がいらっしゃったりする場合もあります。そうした場合にはどういう流れになりますか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　例えば住宅を建てる場合にその土地に埋設されている水道管があるのかないのかという確認を水道課の方に来られますので、そこをまずは本管から給水できる管があるのかどうかと言ったところの図面をこのシステムから出して給水できるできないという話を説明させていただいています。あとは掘削する際の注意点を促していきたいと考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　お願いします。

４番です。失われた水道代金の請求はどうなりますか。また、水道管の切断により周辺住民は水の濁りがなくなるまで水を流し続けるということをしなければならなかった。その際に生じた水道料はどうなりますか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。

○水道担当課長（谷村英俊君）　水道料金の請求について答弁します。水道管の切断による損失費用の請求については原則として原因者負担となります。しかしながら今回の事故においては工事を行った業者は事前に水道課窓口にて埋設確認の手続きを行っており、図面に記載がなかったという背景から業者を原因者として特定することは困難であると考えています。よって今回の損失は水道会計の負担とすべきものと考えています。また、水道管の切断復帰に伴い、水の濁りがなくなるまで宅内で排水していただいた分の水道料金については、基本料金を除いた超過分から100％免除とする対応を取らせていただいています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　そうしたらその対応をとった住宅の方にはご説明いただいていますか。

〔谷村水道担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　水道担当課長。
○水道担当課長（谷村英俊君）　はい。料金は免除しますので濁りがなくなるまで出しっぱなしにしてくださいという話はしています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　わかりました。この質問は以上で終わりにして次にまいります。３番として令和８年４月 12 日執行安平町議会議員選挙について。要旨、令和８年４月 12 日安平町議会議員選出のため、選挙が行われました。投票率は 59.2％でした。１番、町民の町政に対する意識の低さと考えますが町としてはどのようにお考えですか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　選挙の関係ですので選挙管理委員会の書記長としてご答弁させていただきます。平成 18 年４月の安平町初の選挙については町長選挙と町議選挙が同時執行でしたので、82.97％という高い投票率でしたが、その後は投票率が低下する傾向にありまして、直近４月の町議会議員選挙においては町長選挙が無投票であったことも影響しまして、投票率はご指摘のとおり 59.24％と極めて低い結果となりました。この要因ですが、本来国政選挙よりも身近であるはずの町議会議員選挙でありながら直近の真冬に行われた衆議院選挙よりも投票率が低い結果でしたから、若者の政治離れといった一般的な理由だけでは説明ができない状況にあるのではないかと推測されています。いずれにしても選挙は我が国の民主主義の根幹を成す制度でして、町民が政治に参加し、主権者としてその意思を町政に反映させるための重要な機会ですから、現状については重大な懸念をいただいています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　私も自分がこういう立場になる前は正直あまり詳しくなか

ったですし、関心も薄かったのかなと思います。町民からは２番に移りますがやはり選挙の選出に出ている人が誰かわからないという声も聞こえてきます。そういったことも影響していると思うのですが、これに対する対策は何か考えられないですか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　選挙管理委員会としては、まず立候補者の氏名や政策等を周知する手段として公職選挙法においては例えば今回もご注文いただきましたがポスター掲示場の設置とか、選挙ビラの配布、選挙公報の発行というものが想定されます。このうち選挙公報の発行については過去にも議会の中で議論をいただきましたが、町村の選挙運動期間が５日間と限られた中でして、町独自に選挙公報を発行しても町内への全戸への配布期間、配布方法等に問題がありまして、公職選挙法でも町村レベルの地方選挙では発行が任意とされていることもあり、現実に至っておりません。加えて仮に紙媒体である選挙公報を発行した場合についても有権者の投票行為を向上させる効果というものについて特に投票率を向上させたい年代層に対して極めて限定的になるのかなと推測しています。一方で近年は公職選挙法の改正によりまして公費負担の選挙ビラの配布が可能になったこと、また、インターネット活用による選挙運動が認められていること。こうした状況にありまして投票立候補者の独自に情報発信手段の多様化が図られています。このように投票率の向上に向けた公職選挙法の改正なども実施されていますことから今後も国の動きに注視してまいりたいと考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　わかりました。その他に考えられることでできれば広報紙、選挙公報というのが配られると一番効果が高いのではないかと思いますが、今いただいた課題があってなかなか難しいのも理解できます。あとは町のホームページ等にそれを貼るということはできるのかなという気はします。それから選挙活動の自由という法律みたいなのがあると思うのですが、それに反対するようなものになってしまうかもしれないですが、例えば町のバスに立候補者全員が同乗して各町内会の会館に何時にそれが来ますみたいな時間割を作って町内会の人が気軽に候補者と全員がどんな方か、触れ合えるみたいにしたらどうかと考えたりもしました。その選出に出ている人が誰かわからないという声があるとのことだったのですが、これに関連して３番で公職選挙法では居住実態調査に関する記述はないが、町独自の選挙に関する条例を制定し、立候補者の居住実態が伴うことを追加することについてどのような見解をもっていらっしゃいますか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　公職選挙法では町議会議員の被選挙権について住所要件として引き続き３か月以上の当該市町村区域外に住所を有することという規定がすでに成されています。被選挙権は法律により定められている基本的な事項でして、法律要件については市町村、地方自治体が条例により独自に資格要件を追加することについては法的な整合性、地方自治法の第 14 条に基づく条例の制定権の限界の範囲にあるかどうかによって検討が必要であり、慎重な対応が必要と考えています。よって町独自の条例によって居住実態要件を追加することについては課題が多いものと認識していますが、もし議員の方でいろいろお調べになられて独自の条例があるということであればちょっと充てていただければと思います。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。

○３番（反町恵君）　すみません。そういった調査はまだしていませんけれんども民法 22 条では各人の生活の本拠をその者の住所とするとなっています。ですので議会議員その他町長もそうですが、町の役場の人事の今月の広報笑顔にも書いてありましたけれども安平町に採用された後は安平町に在住することと書かれています。やはり住民の代表ということになりますのでそこを基盤に隣の人とかいろんなネットワークを作った中から選出される議員や役職に就く方、町の職員が身近な町政の問題等を取り組んでいける人材となってくると思いますので、条例を付け加えてもよろしいのかなと考えています。これで以上となります。

○議長（小笠原直治君）　以上で３番反町恵議員の一般質問を終わります。ここで午後１時まで休憩とします。

（休憩開始１１５８）
（休憩終了１３００）

○議長（小笠原直治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。次に６番神野祐太議員の一般質問を許します。

【通告№８　６番　神野　祐太】

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　６番神野です。初めての一般質問で勉強不足な点がたくさんありますが、５つほど質問したいと思いますので皆様よろしくお願いします。まず１番、あびらチャンネルの議会放送についてです。議会放送を今現在パソコンやホームページの配信システムの方を作っていただいていますが、ネット環境や携帯操作などが難しい方や昼間の仕事の方で議会配信が見られない方から意見をいただきまして、可能であればあびらチャンネル内の放送で配信していただければ夜とかでもゆっくり見られる時間があったり、できたらいいなという意見がありました。それに伴って今後あびらチャンネル内での放送予定があるかどうか伺います。

〔池田情報担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君）　議会中継の再放送または録画放送についてですが、これまでも何度かご質問がありまして、その時点から現在までの状況において大きな変化がないことからこれまでと同様のご答弁となりますことをご容赦いただければと思います。議会中継の再放送が難しい理由としては、一つに放送機器などのハード的な面ともう一つ映像の編集作業とか番組の編成の組み替えなどに関するソフト的な面に課題があると認識しています。まず、放送機器に関する課題をご説明します。ご質問のとおり例えば議会の一般質問だけでも再放送するとなった場合、番組として制作するための放送データの記録とか保存をすることが必要となります。今回の議会を例にしますと９名の議員の皆様方から一般質問がありましたので、１人最大で１時間と考えると９時間分のデータの記録が必要になってくることになります。現在放送をしている機器、設置してある機器についてはそこまでの容量に対応していないことがありまして、まずはその機器を改修しなければいけない必要が出てまいります。それには多額の費用が必要となることがあります。次にソフト的な面での放送データの編集等に関する課題ですが、テレビで流す番組としての放送データを製作するにあたりましては、まずすべての内容を改めて確認して編集を行わなければならないことが必要になってきます。それには人員、作業時間の確保が必要となりますが、これが現在の人員では難しいことがあります。また、現在では２時間の番組を朝６時から夜24 時までの間で 18 時間の間で２時間の番組を９回繰り返して放送している設定となっているのですが、一般質問先ほど申しました今回で言うと９時間の番組を流すとなるとこの 18 時間の中での放送時間の変更とか番組編成の組み替えがその都度必要となるということで、編集作業に加えてこちらの作業についても人員と時間の確保が必要になりまして、現行の人員、体制では厳しい結論に至っていまして、あびらチャンネルでの議会中継、一般質問再放送は現状の状況において当面予定はないことになっていますのでご理解お願いできればと思っています。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　次２番に移らせていただきます。こちらは被るところがあると思いますがよろしくお願いします。２番、あびらチャンネルのライブ放送についてです。私の選挙の時になりますが、あびらチャンネル内でリアルタイム速報とか開票場の配信は難しいかなとは思うのですが、テロップ上での途中開票経過とかテレビチャンネル内で放送することは難しいのだろうかという町民の方から意見を伺いましてご質問させていただきます。それに伴ってライブ放送の現実と現在の状況をもう１回伺います。

〔池田情報担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君）　あびらチャンネルのライブ放送の現在の状況ですが、あびらチャンネルが始まってからこの議会中継の生放送、リアルタイム配信を実施していますが、その設備に関してはこの議場に何か所か設置されているカメラとそれに関連する放送設備があるのですが、このカメラとここにある設備のみがリアルタイム配信、生放送に対応している機器という構成になっていまして、このあびらチャンネルのライブ配信は基本的に議会中継に特化した設備となっています。このことからご質問いただきました開票速報などの議会中継以外、ここ以外でのライブ放送への対応は機器構成的に現状難しいです。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　開票速報などのライブ放送の実現は難しいというのはお答えいただきわかったのですが、開票場での機械設置などは現実的に難しいかと思いますが、今議場にある配信システムを使用してパソコンなど開票テロップなどの配信とかは可能なのか伺います。

〔池田情報担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君）　構成的な点で言えば先ほど説明したとおりこの場所でのカメラと機器の操作が必要ということで例えば開票は町民センターで行っていまして、そことここに人員を配置してここの機器を使って配信をすることに関して言えば可能か不可能かで言えば可能ではないかと思っています。ただ、そのためには機器を操作する人員、ここに開票速報を持って配置する人員が必要になってまいりまして、我々情報担当グループの職員も選挙管理委員会の書記として開票作業を行っていることからそちらの人員を削ってここに配置して放送するのはなかなか人員的に難しいかなと現状で今考えているところです。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　若干補足します。現状そのとおりです。そしてこのあびらチャンネルだけでなくこれはホームページとかですが、選挙管理委員会特に情報グループの職員も含めて現場の投票率といったことも定期的に選挙速報で情報提供させていただいていますし、また、開票についても開票結果もホームページに掲載し、昔でいけばそこまでいかなければわからない情報も自宅でもあびらチャンネルではないですが届くような努力はしてきたところですし、その一方で開票時間の短縮も求められていて、その開票の開始時間を早めるといった取り組みを行っていたり、また、人員をなるべく少数で執行できる形でやっていますのでマンパワーをかけながらこの議場で担当者を配置しながらそれをやるところまでその選挙を執行する都度やっていくのは非常に経費的な部分含めてあるということですのでご理解いただければと思っています。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　補足ありがとうございます。続きましてまたあびらチャンネルのことになりますが、次は企業訪問のＰＲについて伺います。安平町は千歳なり苫小牧なり商圏が近く、車で 20 分も走れば買い物ができる環境にありますが、小さなことや困りごとなかなか町内の対応が難しい現実があると思います。そこであびらチャンネル内で町内の設備会社、建設会社、電気屋、各種サービス、飲食店などの企業訪問をして町内の企業の特色、お店のスタッフの人柄紹介などより町民に向けて知名度をアップしていただければと考えています。以前、企業紹介的な番組が放送されていた記憶がありますが、今後もこのような企画を放送する案などあるかどうか伺います。

〔池田情報担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　情報担当課長。

○情報担当課長（池田恵司君）　現在あびらチャンネルではイベントや行事などを取材した町内の出来事という番組の他、いろいろな企画のもとに制作した特別番組を放送しています。この度のご質問にありました例えば企業のＰＲで企業だけに限定したものではありませんが、町内でいろいろな活動をされている個人の方とか団体、企業も含めて番組として取り上げていく企画がちょうどスタートしていまして、この６月 16 日からの放送を開始しています。今後もこの企画の中でご質問にあった企業に関してもＰＲをできるような紹介するような番組を取り上げていければと考えているところです。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　今朝も私あびらチャンネルでブーストやアビライクプロジェクトなどチャンネルを拝見してきました。これからもあびらチャンネルやインスタグラム、ＹｏｕＴｕｂｅのあびらチャンネルなどを放送を通じて町の魅力を町内外へより一層積極的に配信していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして４番の質問に移らせていただきます。４番、ヒグマ対策についてです。現在ニュースや新聞などで敷地内に熊とか家の敷地内に熊など騒がれていますが、道のヒグマ対策としてヒグマゾーニング管理という対策があります。そこで安平町としてその対策に参加しているのかどうかを伺います。

〔森池産業振興担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君）　北海道は令和６年12月に北海道ヒグマ管理計画を改定し、新たにゾーニング管理の推進が方策として位置づけられ、令和７年３月に北海道ヒグマゾーニング管理ガイドラインが制定されていますが、安平町として現在ヒグマゾーニング計画は策定していない状況になっています。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　そこで町としての対策の予定などはあるかどうか伺います。

〔森池産業振興担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君）　町の対策としては、これまで同様、熊の痕跡情報に応じて現地確認を行い、必要に応じてハンター要請、広報活動等による注意喚起を行い対応してまいりたいと考えています。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　追加なのですが、もし熊を見かけた時などの緊急連絡先などをどのような連絡手順が一番スムーズなのか教えていただきたいです。

〔森池産業振興担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　産業振興担当課長。

○産業振興担当課長（森池和哉君）　一般的なこれまでの通報状況でいくと国道

並びに道道ですと一般的には苫小牧警察並びに最寄りの警察に目撃者が連絡していただいています。また、町内の農業者等については直接役場の産業振興課に連絡が来る場合もあります。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　私も一生活者の一人として敷地内の草刈りや誘因物の除去など可能な限り個人的にも防除策を実践してまいりたいと思います。続きまして最後の質問に移らせていただきます。

５番、中東情勢悪化の影響についてです。これもニュースなどで中東情勢悪化の影響を受けて石油製品を筆頭にあらゆるものが品不足、高値止まりで民間の業者もあたふたしている状況です。そこで安平町としての現状、町内における建設工事などに対する影響などどのようなものを受けているか伺います。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　町としての現状認識ですが、皆様ご承知のとおり令和８年２月下旬にアメリカとイスラエルがイランに対し軍事攻撃を行ったのをきっかけにホルムズ海峡が封鎖され、エネルギー供給や物流が止まり、これまでの新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢などによる物流費、人件費及び物価の高騰に拍車がかかるとともに国は目詰まりと言っていますがナフサ、重油、アスファルト、オイルなど石油製品の不足に至ったものと認識しています。次に町への影響ですが、建設工事の影響は次の質問（２）でご答弁申し上げますので、それ以外の影響を申し上げます。まず、事務で使用する紙、セロテープや養生テープいろいろありますがテープ類、印刷機やプリンターのインクといった消耗品は一部はすでに値上がりをしており、物によっては納期が未定という商品もあるため、その都度価格や納期などを確認しながら発注をしていますが、消耗品の在庫が底を尽くという状況には至っていません。次に燃料関係ですが、ガソリンは国の補助で価格は安定していますが、重油については業者によってその状況は大きく異なり、価格が高止まりで推移している業者、取り扱える量が不足している業者がいまして、公共施設の一部では重油を使用しているため、重油の確保について担当課では大変苦労していますが、注文ができないという状況にはまだ至っていません。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　次に町の公共工事などの入札や発注、買入等の影響について伺います。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　町の公共工事の影響ですが、５月 22 日までに生じた入札随意契約の影響調査を行っています。その結果６件の入札に影響が出ており、資材価格の高騰による設計価格の増加、予算不足に陥ったのが４件。それから工事資材の受注停止による入札時期の留保が２件となっています。前段の町の建設工事に対する影響ですが、今具体的に出ているわけではないですが、建設協会さんから伺ったお話ではユンボなどの重機で使用するブルですが、これとエンジンオイルが品薄となって特にあのブルがないとエンジンがかかりませんので重機が使用できなくなる恐れがあって工事への影響、除雪への影響といった懸念が建設協会では示されています。町においても同じような懸念を持っています。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　最後に町としてこれからどのような対策を取られていくのか伺います。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　今後の対策ですが、すでに契約を終えた工事などで資材の調達が難しい場合や価格の高騰、工期の見直しなど要請があれば適宜協議を行いますとともに今後発注する工事については情報収集に努め、適切な請負代金の設定や適正な工期を確保し発注してまいりたいと考えています。なお、中東情勢を踏まえた適正な対応については３月と６月に町内の関係課及び関係する職員に対して庁内メールで周知しています。

〔神野議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　神野議員。

○６番（神野祐太君）　一刻も早く中東情勢が安定し、普通の生活が戻ってくることと世界の皆様の平和を願いまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原直治君）　以上で６番神野祐太議員の一般質問を終わります。次に１番三浦恵美子議員の一般質問を許します。

【通告№９　１番　三浦　恵美子】

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　三浦です。よろしくお願いします。はじめに北海道胆振東部地震からの復興についてを伺います。８年前に発災した北海道胆振東部地震からの復興状況とこれからの方向性について伺います。一つ目、復興まちづくり計画の中で令和５年以降に継続、着手済みとされた 38 の取り組みについて現在の進捗状況を伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず質問がありました安平町復興まちづくり計画については、令和元年度から４年度までを計画期間として第２次安平町総合計画中期基本計画と一体的に進めてきました。計画期間が満了する令和４年９月開催の議会全員協議会において中期基本計画とともに復興まちづくり計画の評価検証をと説明させていただいています。また、令和５年度以降については総合計画の後期基本計画へ盛り込みながら現在まで各種取り組みを行いながらまちづくりを進めてきています。ご質問がありました令和５年度以降に継続着手済みとなっている 38 の取り組みについては昨年９月議会において三浦議員からの一般質問に対して答弁させていただきました件と認識しています。これまでにも説明していますが、復興関連にかかる大きな事業については、令和６年度の町民センターの大規模改修により完了したところです。昨年答弁した継続着手済みの事業 38 件については、基本的には概ね完了と認識していますが、震災に関わらず町として継続的に取り組むべきものや時代の変化に応じて見直しをかけるべきものもありますので、引き続き継続して対応にあたることが必要だと考えています。継続に関して具体的に申し上げますと被災者の心とストレスの軽減対応、震災に関わらず行政として取り組みが必要となる防災訓練をはじめとした地域防災力の向上、今後の災害に備えた取り組みといったものは継続して取り組んでいくことが必要だと認識しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　只今のご答弁で防災減災について言及があったと思うのですが、震災の記憶を後生に伝える取り組みは復興に関する内容について町政執行方針にも記載がなかったのですが、私個人的には継続する必要があるのではないかと思っています。こちらに関しては復興まちづくり計画に記載が基本方針４、未来へつなげる復興に記載があったのですが、計画上は令和２年で終了となっていて確か冊子を作ったかと思うのですが、地震の経験を防災減災に活かすならばこの事業も継続する必要があるのではないかと

考えていますがご認識を伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　今ご質問にありました後生に伝える部分については、安平町のホームページで震災復興関連のデジタルアーカイブ化ということで出していまして、継続して後生に伝える部分になろうかなと思っています。また、各種視察等行政側で受けている時がありますが、その中でも震災した町としていろいろご質問いただいていますので、いろいろと受け答え等させていただいています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　戦争もそうですがこの地震を体験していない世代も次々と出てくる中でどう防災減災を進めていくかも問題になってくると思いますので、継続した何か取り組み、ホームページに載せるとかではない何かそういうものを今後お考えいただけるか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　防災の関係ですので私からお答えします。ご承知のとおり毎年議員におかれては９月に防災関連のご質問をいただいていますが、その際のご答弁と被りますが、まず、復興まちづくり計画が終了した後はそれぞれの個別の具体的な防災対策にフェースが切り替わっている認識でして、昨年から力を入れていますのは防災訓練とか防災に関するイベントとか自主防災の組織による交流会といったものの将来に向かっての防災対策といったもので過去の震災の記憶を引き継いでいこうというのが町の対応です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　例えばその防災訓練の中で胆振東部地震の時はこうだったからこういう訓練していますみたいなやり方をしていくということでよろしいですか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　災害対応は地震のみならず風水害もいろいろあっ

て、飽きがこないように訓練等は進めていかなければならないと思いますが、現在喫緊の課題というか大きな災害の要素は石狩低地東縁断層帯での地震を想定した訓練が昨年もそれを想定して訓練しましたが、実は今年度も同じ時期に同様の訓練をやろうと思っていまして、そういったもので引き継いでいきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　では只今の答弁を踏まえながら次の質問に移ります。２つ目、北海道胆振東部地震３町復興推進協議会設立についてを伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　続きまして北海道胆振東部地震３町復興推進協議会のご質問ですが、こちら構成団体は厚真町、むかわ町、安平町の３町で、令和８年５月 18 日に設立しています。設立目的については胆振東部地震からの復興推進で時間の経過とともに新たに顕在化する諸課題に対し、被災３町が継続的に相互連携しながら住民生活の再建、地域の強靭化を推進することを目的に設立しています。経緯としては震災以降これまでも３町で国や北海道へ陳情、要望を行っていますが、震災からの時間経過とともに風化していくことを懸念しており、しっかりと国や北海道へ伝えていくことが重要だということで、胆振東部地震で最も被害が大きかった厚真町からのお話がありまして、震災からの復興について各町でフェーズが異なるところはありますが、被災３町という枠組みで今回の設立に至っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　まず一点確認させてもらいたいのですが、令和８年度の当初予算に計上されました北海道胆振東部地震３町復興推進協議会負担金。当時は仮称だったと思うのですが、こちら 10 万円が予算付けされたのですが、この負担金に関してどのような用途があるのか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　10 万円ということで各町 10 万ずつで協議会としては 30 万円の予算になっています。先ほどご説明したとおり国や道の方に要望を行く時の要望書の作成経費、また、要望活動の旅費等に充てる予定です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　この予算は各町 10 万円で年間 30 万という予算を１年間出ない範囲で活動するということでよろしいですか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　５月に設立総会をした時には、まずは 10 万円ずつということで計 30 万でやっていきましょうというお話になっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　では活動内容によって変化がある事業と理解してもよろしいですか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　設立総会の時にはいろんな期成会の活動もありますので、まずは震災の関係でできるところからやっていきましょうということなので基本的には今予算を上げた中で対応していくことになろうかなと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　ではもう１点確認したいのですが、こちらの協議会の設立にあたりまして今年５月 20 日の北海道新聞で報道されたと思うのですが。こちらプレス発表する前に正式に設立したことを協議会開くほどではないかもしれないですが設立しましたと議会に報告がなかったのはなぜか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　今ご質問を受けて議会に報告をしておくべきだったと思っています。申し訳ありませんでした。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　今後はよろしくお願いします。
　では次の質問に移ります。３つ目、安平町として復興しなければならない事業について伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　只今のご質問ですが、前段でまず答弁申し上げましたとおり復興まちづくり計画については、計画期間を満了し、その後の令和５年度以降については、第２次安平町総合計画、後期基本計画へ盛り込みながらまちづくりを進めてきていまして、震災に関わらず行政として継続的に行っていかなければいけないものがありますが、基本的には概ね完了しています。議員ご質問の件については、これまで議会の一般質問でも質疑をいただいていますが、旧早来中学校の解体については継続的な課題として認識しています。ただし、これまでにも答弁させていただいているとおり財政的な課題等により解体、除却には至っていないのが実情です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　まず復興まちづくり計画の基本方針２の災害に強い町、人づくりにこちらの解体をすると載っているので、ちょっと遅れているとは思うのですが、認識は一致していると思うのですが、もう１点、公共インフラの早期復旧、機能強化も復興まちづくり計画の同じ項に書かれていると思うのですが、昨日の高山議員への一般質問のご答弁にあったとおり先送りしたインフラ整備もあり、ダメージが残っているとおっしゃっていただいたのですが、こちらに関してはどのような認識でいらっしゃるか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　もう一度ご質問の確認だったのですが、答弁としては早来中学校解体の部分だったのですが、そうではなくてインフラに対しての遅れのご質問ということでよろしいですか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　今旧早来中学校の解体についてはまだ残っているという認識が一致したということでもう１点について町道の整備について積み残しがあるかどうか、こちらも復興しなければいけない事業に入るかどうかをお伺いしたかったのですが。

〔塩谷土木公園担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　土木公園担当課長。

○土木公園担当課長（塩谷慎嗣君）　昨日の質問の中でも同じようなことが質問されまして、一応我々担当としては胆振東部地震で被災を受けたところについては一応完了しているという認識です。ただ、その地震の影響によってその他の被害を受けた。被害というより昨日もお話がありましたが道路の凹凸とか直接的な部分よりかは間接的に被害を受けたという道路もありますので、その部分については今後道路の舗装修繕関係について粛々と進めていくと考えています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　公共インフラで道路の関係で今答弁しました。震災の影響というのは根深く、上下水道の管についても上水は特に漏水も震災直後結構あってそれを見つけて修繕してきましたが、まだ完全にそこは終わっていないと思っていますし、胆振東部地震の復旧復興を全力でやってきたためにそれが例えば地震がなかった際に計画的にやっていかなければならなかったような事業も実際先送りになっている部分がありますか。そういった意味で直接原因、地震による被害のものだけでなく間接的に影響が出ているものもあるのでそういったことも含めて先ほど設立した胆振東部３町の中で北海道だったり国に実情をきちんと伝えながら財源についての確保を行っていきたいという趣旨で設立を行いましたしこれからも予防を行っていきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　たぶん行政側の皆さんの認識と私が町民の皆さんからお聞きしている状況では少し誤差があるのかなと思うのですが、たぶん漏水だったり酷い被災による損壊をした場所は概ね修繕していただいたと思うのですが、地震の時にあそこが壊れたんだよね。ひび割れたんだよね。だけど手付かずでみたいな部分がないことはないと。今町長も完全には終わっていないとおっしゃっていただいたのですが、そういう部分もあるのかなと思うのですが。どこが被災で壊れてどこが経年劣化かもわからない部分もあるかと思うのですが、そのご答弁も踏まえて次につなげていきたいと思うのですが、混ざってしまって申し訳ないですが４つ目の復興が完了していない事業に対して国、北海道からの財源措置があるかどうかまず伺います。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　ご質問されている中身と噛み合わなければご容赦ください。旧早来中学校の解体ですが、これまでも継続して財源を調べていますが、対象となる補助事業は現状確認できていませんので、記載によって事業を進めることになろうかと考えています。現在想定している記載ですが、公共施設等適正管理推進事業債で充当率は90%。こちらは施設の集約化、複合化を行う場合の除却事業が対象となるものです。交付税措置は50%。細かいルールがあるので50%行かないと思いますが基本50%となっています。ただ、国が示している資料の中ではこの起債は令和８年度までとなっていますので、令和９年度以降この起債が利用できるかどうかは現時点では未定となっていますので先ほど出てきました復興の関係の協議会も立ち上げていますので、要望活動を行いながら継続されることを願っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　只今ご答弁いただきました早来中学校の解体について、今ご答弁いただいた公共施設等適正管理推進事業債が使えるかもしれないとおっしゃっていただいたのですが、期限も国がやることなのでわからないとは思うのですが、一応区切りとして令和８年度までということだったのですが、この先使えるかどうかはわからないということであれば、できれば今年度中にできる道を探ることができないかをちょっと解体せずに置いておくと防犯上も防災上も良くないと思うのでどのような認識か伺います。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　中学校の解体費については正確な金額は積算していませんが、確か記憶では３億5000万程度かかるのではないかということで記憶しています。それを令和８年度起債を借りて仮に実施した場合は、据え置き期間もありますがざっくり割り返すと10年でお返ししなければダメだと。と言いますと3500万プラス金利を払っていかなければダメなのですが、現状は新しい中学校の償還も始まったばかりですし、それから消防本署を厚真に新しい建物ができていますが、そちらの償還もこれから始まっていくわけです。そこに旧中学校の解体費が上乗せになるとなかなか町の経営としては厳しくなるのではないかなと考えています。こちらの解体時期ですが、一応今のところはこれから策定します長期財政推計、財政計画の方で解体時期などがお示しできればということで現状考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　例えば２つの大きな償還時期が目途がついてから長期

財政推計を作成しながら時期を決定していくことだと思うのですが、世界情勢もどうなるかわからない中で物価も上がっているので、できれば早めにやって解体費用を本当はもっと前にやって押さえておきたかったところですが、そちらは少しでも経費が抑えられることをやっていただけるということをお願いして次に移りたいと思うのですが、先ほど触れた２つ目のやって終わっていないのではないかという事業の内容について町道が傷んでいる部分であるのですが、町道に関して財源もいろいろあって難しいかと思うのですが、こちらの財源について町政執行方針でしたか言及があったので、こちら３つ目の経済産業の持続可能な馬産業の発展と地域振興に着目して得られたふるさと納税などの寄付金を各種インフラ整備へ優先活用する仕組みづくりを進めていくということなのですが、こちら具体的に持続的に財源を確保できる何年にもわたって町道の整備を行うと思うのですがそういう方策があるのかどうか今時点でわかることがあれば伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　今回執行方針については今後４年間の取り組み、目指すべきところを掲載させていただいまして、まだご質問あるようなところについては具体的な検討までには至っていません。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　財源の可能性の一つとして考えているという程度で受け止めてよろしいですか。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　そのとおりです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　先ほど道路に関してどこが主催した当時のものかがわからないかもしれないというお話はしたのですが、そういう財源の可能性も模索していただけたらと思うのですが、例えば８年前に被災した当時に備荒資金などたくさん支障したとしても被災した箇所を下水道破損を直すとか穴空いたところを埋めるだけでなく、道幅の広い主要道路だけでも一本綺麗に直していたら現在の維持管理費のための修繕費用とかを比較しても安く済んだのかもしれないなと考えたのですが、この道路が壊れたままの状態では耳にタコなぐらい言われて担当課の皆さんも行政の皆さんもわかってい

ると思うのですが、町民の皆さんの生活が不自由なままであると同時にこういう方もいて被災した当時のままの道路を見ると地震で被災した時のことを思い出して辛くなる町民もいるし、私もいるのではないかと考えています。インフラ整備の財源の一つがさっき言ったとおり町政執行方針で可能性が示されたのですが、いろいろさまざまな財源を模索していらっしゃると思うのですが、できるだけいち早く一本でも道路が綺麗に治ったらああ良かったって町民の皆さんも思うと思うので。担当課の皆さんが必死で頑張ってらっしゃることは重々伝わってきているのですが、もしそこら辺財源の確保の仕方も首長の町長も一生懸命考えてくれているとは思うのですが、町民の生活の確保と防災の観点からこちらのインフレ整備は最優先課題と私はその一つ一つを位置づけているのですが、万が一道路がきちんと整備されていないともう一度あってはならないし、あってはほしくないのですが、活断層があるという話もお聞きしたのですが、もう一度もし万が一再び大きな地震で被災した時には大変なことになるのではないかと私は思うのですが、その災害によって命を落とす町民が胆振東部地震の時のように一人もでないように早急に整備する必要があるのではないかと思いますが、その防災の観点からどのように町道整備をお考えか伺います。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　インフラ整備は直接私担当ではありませんが、インフラ整備にあたっての予算の配分の考え方ですが、基本的にインフラ整備を最優先の重点課題であるという認識です。令和８年度予算の平成にあたりましても道路整備、こちらについては基本的には当初の予算については減額していません。触っていません。出てきたものは基本的にやっていただくというスタンスで臨んでいます。基本的にこれまでやってきた申し訳ないですが教育で予算を圧縮しながらインフラ整備の方に重点的に予算を回せればなということで予算編成の考え方に基づいて組んでいます。それから財源の話ですが、酪農２号線については国費事業ということで町長が国に行って予算付けで要望していただいていますし、道費であれば道に行って要望して予算付けをお願いしているところです。それからその他の町単独になりますが、昨年義援金の執行残を備荒資金に積んでいます。確か 4000 万ちょっとあったと思うのですが、一応こちらのお金は防災災害に使えるように積んでいますので、道路の破損が災害によるものであれば財源も使えるのかなと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　ぜひその位置づけで進めていただけたらと思います。

最後復興まちづくり計画は目途がついて総合計画に各種盛り込んで進めているということでもあったのですが、そこそこ大きな部分も積み残しがあっ

たと思うのですが、こちらは総合計画に落とし込んでいるので復興まちづくり計画はこれで終了という形になるのか、それとも見直しをかけて必要に応じて復興まちづくり計画としてもう一度盛り込んでいく考えなのか、その棲み分けについての考えを伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　基本的には復興まちづくり計画自体は令和４年度で計画期間満了していまして、それ以降については安平町のまちづくりということで総合計画の方に継承していくようにしていました。今第２次総合計画が今年度で終わりまして、第３次総合計画に移っていきますが、先ほど三浦議員もおっしゃったとおり震災があったことを後生にも伝えていくといった意味で第３次については復興の先にある未来に向けたまちづくりといった部分を意識しながら計画づくりに取り組んで行きたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では大規模災害により町民の命が失われないようにしっかりやっていただくことを強く要望しまして次の質問に移ります。

予備自衛官等兼業特例法について、現在の世界情勢も踏まえた上で参議院を追加し改正された予備自衛官等兼業特例法について以下伺います。一つ目、改正された予備自衛官等兼業特例法の概要と予備自衛官を兼業する職員がいるかを伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　このご質問ですが、特例法というのは正式名称を予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律という新規立法です。ご質問で改正とありましたが、当方では新規立法と認識しています。現在開会中の第 221 回通常国会に提案されまして去る６月 10 日参議院の本会議で可決成立したと認識しており、その附則において交付の日から１年以内に施行される予定とされています。ちなみに交付の日ですが６月 17 日という認識です。概要については法律が施行前ですので詳細な通知が国から示されていませんが、予備自衛官等の確保を図るとともに多様な人材が社会全体で国防災害等を支える体制整備を目的とするものと認識しています。なお、安平町の一般職の職員の中で今 145 名いますが予備自衛官等を兼任している職員はいません。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　確かこちらの法令関係については、従前は国家公務員地方公務員は職務専念義務があって、予備自衛官としての活動をする度に上司こちら首長なのでしょうかによる許可が必要だったのですが、この参議院で通過後は予備自衛官を兼業する公務員が自衛隊の招集命令に応じる際、招集の都度任命権者からの許可を不要とし、職務専念義務を免除するものと変わったと私は認識しているのですが、こちらこの目的としては触れてもらったのですが、慢性的な人手不足が続く中、予備自衛官の安定確保だと思われます。予備自衛官の充足率７割で即応予備自衛官が５割の充足率ということで満たしていないからここにというところだと私は認識しているのですが、説明としては公務員が予備自衛官としての活動をしやすくするために自由度を高めるものとなっているのですが、実質的には予備自衛官応募への圧力につながる可能性もあるのかなと考えたものですから町の認識を伺いたかったところですが、法律が今交付から１年以内に施行ということでまだ施行されていない状況なので仮定の話になると思うのですが行政の考えを伺いたくて聞くのですが、以前地方公務員の兼業に関して人手不足の農家への就農との兼業の可能性について質問した際にはウチの自治体には馴染まないとご答弁いただいたと思っているのですが、この予備自衛官と兼業特例法に関しても同じような考えかどうか現段階で伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　ご質問の前段で議員の方から今までは許可制だったけれども希望されれば自由に予備自衛官として就任ができるというお話かと思いますが、若干ちょっと違っていて、今まで具体的に申し上げますと例えば私が予備自衛官になりたいと申し上げると、まず職場に対して兼業の許可をもらうために任命権者である町長に対して予備自衛官に兼業してもいいですかという許可を得ます。これが１回目です。これは従来のお話ですが、その後予備自衛官になりますと訓練が必要になってくるので、訓練に行ってもいいですかというお伺いもその都度立てると。そこで任命権者は今の時期忙しいから行っちゃダメとかここで２回目の許可が必要になります。それと合わせて通常我々は地方公務員ですと職務専念義務ということで平日に私用で休む時には休暇を取らなければならないし、そうでなければ職務の専念をしなければならないという義務を負っていますが、この予備自衛官に行く時には、この休暇の制度を使わずに休暇の日数を減らすことなく職務専念義務の免除もいただくことになります。これは今までであればそこは規定上ないので基本的にもし今までウチの町で予備自衛官いないのでわかりませんが、自分で休暇を取っていっていたのだろうと思います。お話冒頭に戻すとこれがどこまで解除されるかというと、私が予備自衛官になっていいですかという許可はそのまま残ります。その次のこの時期に訓練があるので行っていいですかという許可については法律上免除になっているという制度でして、全く自由になるというものではないことを共通認識いただければと

思います。また、圧力の部分についてはこれは国政のお話ですので答弁はできないかなと思うわけですが、それを踏まえて職務専念、兼業、営利企業等の従事許可の話で、農家に手伝いに行くことも兼業に許可にしてはどうかという部分ではなかなかその公務上のお話とは馴染まないというご答弁をした部分で、今回の予備自衛官との兼業についてはどのような町としての認識かと問われれば、一番最初の許可の段階で判断するのは入口として一緒なので基本的にその都度の判断になろうかと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　今ご答弁いただいた認識と私も同じ認識だったのですが、最初の登録してもいいですかの許可は必要というのを入れ忘れたのでそこは同じ認識なのですが、問題は任命権者の目が届かないところで訓練に行くことができるようになるという部分で次の質問につながるのですが、２つ目に進みますね。

予備自衛官等兼業特例法が改正されたことによって職員、町民が受ける影響についてどのような認識か伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　当該法律交付が６月 17 日ということでつい最近でしたので、また、交付の日から１年以内ということでしたので施行時期とか国における詳細な運用ルールもまだ示されていませんので、現段階で町職員、町民が受ける影響の予測は正直行っていないのが現状です。今後国家公務員における取り扱いが決まればそれに基づく国からの施行通知が示されると思いますので、これに基づく他の自治体の対応状況にも注視し、制度の趣旨で町の実情も踏まえながら適宜適切に対応していく考えです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　前段で触れた訓練の部分において町長の許可が要らなくなることによる心配についてですが、仮に職員の皆さんが予備自衛官の任務に就くこととなった場合、公務の現場の混乱や公共サービスの低下が町長の目が届かないところで行くことになるので、サービスの低下の恐れがあると私個人的に思うのですが、そのような認識が共通にあるかどうか考えられると思うかどうかについて伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　まず今までと違う部分でどこが懸念されるかというと予備自衛官になりたいという個人的な個々の意思というものの許可をするかしないかは先ほども共通して一緒だということですが、訓練等に参加する時に許可を受けずに行けてしまうということに懸念がないかという部分ですと、確かに市町村、大きな自治体はわかりませんが小さな我々のような自治体であれば例えばそこの地域で災害に起きた時に災害対策本部の一員として活躍していただかなければならない職員が仮に予備自衛官だとして国の自衛隊側の任務に自動的に移行しなければならないという懸念はなくはないなと思っていまして、そういった部分で含めると懸念があるということは申し上げることはできるのかなとは感じます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　それも次にお聞きしたかった部分で懸念があるということで同じ認識で一致してよかったなと思うのですが、職員がたくさんは確保できない小規模自治体においては平素の住民サービス、災害時の対応においても人員が少なくて職務が大変な実情があると思うのでこの辺は心配されるかと思うのですが、この部分に関してたくさん予備自衛官に登録したいという方が急に法律変わったからって出てくるとは考えにくいとは思うのですが、この災害時に今おっしゃっていただいたように職員が登録していていつ国から招集がかかるかわからないと思うので、そのタイミングに合致してしまった場合、災害時の想定となるので答弁が難しいと思うのですが、どのような対応が考えられるか伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　議員もおっしゃったとおり今回の法律改正が自治体の公務員が予備自衛官になるその意思を助長するというか増幅させるかというとそういった制度ではないと考えていまして、これはあくまで招集側が人数を把握しやすいように行った制度改正かなと思いますとおっしゃるとおり現状当町には予備自衛官の兼業者はいないので、この法律が変わったからといって特に変わらないだろうなとは思いますが、先ほどから申し上げているとおりその途中で踏まなければならない許可行為のものが不要となりますと、町としては１回目の許可をする際の許可行為が厳格になるのではないかとは予測しています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　なんでこんな質問するかと思うのですが、この法律が通った際でしょうかこれ法案について民間人は対象外なのですが、予備自衛

官を雇用する企業にも公務員と同様の対応を期待したいと小泉進次郎防衛大臣が会見で言及していることからもしかしたらこの法律で公務員の皆さんを優先に不足するから人材として登録してくださいというような周知がもしかしたら行われてくるのかなって心配もあるものですからこういう質問になったのですが、１回目の許可について厳格になっていくのではないかと考えられると。それはぜひそのようにしていただけたらと思うのですが、最後にこのことをお聞きして終わりたいと思うのですが、１回目の許可を厳格にされるというところで少し安心したところなのですが、自衛隊の皆さんが今の世界情勢も踏まえると戦争へ行く危険性、そして命を落とす可能性があることは令和６年12月の定例議会での一般質問で明らかになったと思うのですが、国の法令が具体化した際に自衛隊の人材不足に関して国の出方によっては安平町として協力する考えなのか否か答えが難しいと思いますが伺います。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。

○総務担当課長（岡康弘君）　１回目が厳格になるのではないかというのは突っ込んだ答弁だったかもしれませんが、いずれにしてもまだ国から今回の法律の改正に伴って地方公務員としての職務専念義務の免除とか、兼業の許可に関する通知がまだ成されていないので、その動向を注視していきたいと考えています。最後のご質問について申し訳ありません。国の安全保障の政策とか、制度の評価は国で十分に議論されたものと判断していますので、我々としては適切な制度運用を行う立場というご回答しかできませんので、その旨ご理解いただければと思います。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　安平町にとって大切な町職員の皆さんの命を守るため町民の生活サービスを守るためにもギリギリのところまでしっかり粘って防波堤となってなるべく予備自衛官として登録していくことがないように要望をいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原直治君）　以上で１番三浦恵美子議員の一般質問を終わります。
以上をもちまして本定例会に通告された一般質問はすべて終了しました。

◎　日程第２　報告第２号

○議長（小笠原直治君）　日程第２、報告第２号**令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について**を議題とします。説明を求めます。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。
○財政担当課長（木林一雄君）　報告第２号朗読

報告第２号

令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、次のとおり報告する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

次のページの令和７年度安平町繰越明許費繰越計算書をご覧ください。横長の表になっています。本繰越計算書に記載の事業は、いずれも令和７年度内の事業完了が困難なことから令和７年第８回12月議会になりますが第８回定例会一般会計補正予算第５号、令和８年第１回臨時会１月になりますが第１回臨時会、一般会計補正予算第７号、令和８年第２回定例会３月議会になりますが、一般会計補正予算第９号でそれぞれ繰越明許費の議決をいただいたものであります。はじめに１行目、２款総務費、１項総務管理費、民間賃貸共同住宅等建設支援事業、翌年度繰越額1050万円は、早来地区栄町のアパート建設事業２件が年度内に完了しないことから繰り越すもので、一般会計補正予算第９号の繰越明許費となります。次に２行目、６款農林水産業費、１項農業費、担い手確保・経営強化支援事業と３行目、６款農林水産業費、１項農業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業は、国庫補助事業の採択が年度末の３月となったため繰越事業として実施するものです。次に４行目、７款商工費、１項商工費、物価高騰対策安平町消費拡大地域活性化事業、翌年度繰越額2710万1000円は、物価高騰対策重点支援地方臨時交付金を財源に実施するプレミアム付き商品券の発行事業で、使用期間が令和８年度になるため繰越すもので、一般会計補正予算第７号の繰越明許費となります。最後に５行目、８款土木費、２項道路橋りょう費、追分市街４号線歩道整備事業3817万円は、令和７年９月に発注し年度内の完成を予定していましたが、現場が急勾配のため凍結による転倒事故などが懸念されると建設協会より入札

の延期について要請があったため、雪解け後の着手を目指し繰越すもので、一般会計補正予算第５号の繰越明許費となります。これら５件の令和８年度への繰越額については、総額で8289万3000円となり、財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、令和７年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。本件については以上で報告済みとします。

ここで次の議題に入る前に暫時休憩をします。休憩は 14 時 25 分までを目途とします。議員の皆様は議員控室へ移動をお願います。

（暫時休憩）

○議長（小笠原直治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎　日程第３　選挙第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第３、選挙第１号**安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙**を行います。この選挙は選挙管理委員４名及び補充員４名の任期が本年６月 25 日をもって満了となりますので、地方自治法第 182 条第１項及び第２項の規定により選挙を行うものです。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第２項の規定により指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。従って選挙の方法については指名推薦によるものと決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。従って議長において指名することに決定しました。それでは只今から指名します。

選挙管理委員には前田淳一氏、黒滝俊美氏、寺島博一氏、五十嵐まゆみ氏、以上４名を指名します。

お諮りいたします。只今議長において指名しました４名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。従って只今指名しました４名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、第１順位諏佐肇子氏、第２順位阿部亜希子氏、第３順位小笠原規人氏、第４順位岩井絢子氏、以上４名を指名します。

お諮りいたします。只今議長において指名しました４名を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。従って只今指名しました４名が選挙管理委員補充員に当選されました。

◎　日程第４　諮問第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第４、諮問第１号　**人権擁護委員の推薦について。**

本件について説明を求めます。

〔小板橋健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君）　諮問第１号朗読。

諮問第１号

人権擁護委員の推薦について

次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

１　人権擁護委員の任期が満了する委員

　　小野寺　　捷　　令和８年９月30日満了

２　人権擁護委員に推薦しようとする者

　　小野寺　　捷　　令和８年10月１日

（提案理由）

任期満了に伴う人権擁護委員として、上記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものである。

それでは提案説明をいたします。現委員である小野寺捷氏が令和８年９月30日をもって任期が満了することに伴い、引き続き同氏を推薦するものであります。小野寺氏は現在３期目で、満81歳でありますけれども、国の通知によりますと人権擁護委員候補者の市町村推薦の年齢制限においては、再任の場合については75歳未満の者と定められておりますが、年齢制限を上回る場合は、経歴、社会活動への意欲、健康状態に鑑み、求められる活発な活動ができる委員候補者であれば推薦することができると令和２年に改正がなされております。したがいまして再任としての推薦にあたり、上部組織であります札幌法務局並びに苫小牧支局にも確認済みでありますことを含め、これまで人権啓発事業などに積極的に参加し、人権擁護委員として人権擁護活動にご尽力してこられ、多くの住民から絶大なる信頼を受けており、安平町の人権擁護委員としてふさわしい方であると考えております。次のページをお開きください。住所、生年月日、職業、略歴につきましては記載のとおりです。また、任期につきましては令和８年10月１日から令和11年９月30日までの３年間となります。町長より補足説明がございます。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。

○町長（及川秀一郎君）　現委員の小野寺捷氏につきましては、これまで３期９年の長きにわたって追分小学校や早来学園での人権教室や「うまかまつり」などで人権啓発活動など中心的な役割を果たされております。豊富な識見を持たれている方で、人権擁護に対する深い理解と関心を有していることから

次の任期についても大いに期待をしているところです。また、これまでの活動を通して子どもから高齢者までの幅広い年齢層の地域の皆さんからの信頼も厚く、今後も人権擁護委員として活発な活動が期待でき、また、次世代への引き継ぎについても使命感を持って活動していきたい意思があることから適任と判断し、再任の推薦についてご同意くださいますよう、議会の皆さまの特段のご理解を申し上げ、提案の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。これより意見調整のため暫時休憩します。議員の皆さんは議員控室に移動願います。

（暫時休憩）

○議長（小笠原直治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。本件についてはお手元に配布しました意見のとおり適任と答申したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって諮問第１号人権擁護委員の推薦については適任と答申することに決定しました。

◎　日程第５　議案第１号

○議長（小笠原直治君）　日程第５、議案第１号　**安平町副町長の選任の同意について**を議題とします。木林課長は退席願います。暫時休憩します。

（木林課長退席）
（暫時休憩）

○議長（小笠原直治君）　再開します。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　議案第１号朗読

議案第１号

安平町副町長の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

安平町副町長に選任しようとする者
木　林　一　雄

（提案理由）
安平町副町長として、上記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

裏面をお開きください。選任しようとする方の住所、生年月日、職業及び略歴につきましては、記載のとおりであります。また、任期につきましては、現副町長の退任が今月30日となりますので、新たな副町長は地方自治法第163条の規定により、令和８年７月１日から令和12年６月30日までの４年間となります。町長より補足説明がございます。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。
○町長（及川秀一郎君）　早速私の方から副町長の選任同意について提案説明の補足をさせていただきます。木林一雄氏については旧早来町職員として昭和60年４月に奉職以来現在まで41年という長きにわたり企画課主幹、まちづくり推進課課長補佐、教育委員会事務局課長補佐、教育事務局参事、教育委員会事務局次長、議会事務局長、政策推進課企画財政担当課長、そして現在の政策推進課財政担当課長として勤務されるなどまちづくり、教育、議会、企画、財政など幅広く行政各分野の業務携わってこられた方です。特に合併前後において企画分野を長きにわたり担当され、合併時の第一次安平町総合計

画策定の主担当をはじめ現在まで非常に重い職を担ってきた方でして、現在も政策推進課財政担当課長として迅速かつ的確な対応をしていただいています。日頃より強いリーダーシップと明るいお人柄により同僚や部下のみならず歴代の議員の皆様、町民からも高く評価されているお方です。また、只今申し上げました自治体職員としての長い経験とそこで培われた豊富な見識を活かし、私が追分町の職員だった時代、また、合併前ですが、木林は旧早来町の企画担当者として一緒に千歳苫小牧地方拠点都市地域の整備事業とか苫小牧地方総合開発期成会などの広域行政の担当者として一緒に仕事をさせていただくとともに、合併後においても私が教育次長だった際にも教育委員会事務局の統括参事として一緒に仕事をさせていただきました。そして町長に就任したのちも現在に至るまで担当する業務を通じて安平町のまちづくりを進めてきたところです。つきましては合併から20年を迎え、公共施設の統廃合や人口減少対策、教育を柱としたまちづくりなど安平町をさらに飛躍させるため、木林氏は副町長として適任の方だと確信していますので、ご審議の上選任にご同意くださいますようよろしくお願いを申し上げまして補足説明をさせていただきます。なお、一身上の都合により６月いっぱいをもって退任されます田中副町長におかれましては、平成30年９月６日に発生した胆振東部地震に際し、災害の復旧復興といった前例のない局面を打開するため、町長に就任して間もない私と一緒に当時総務課長として職員の先頭に立って陣頭指揮を振るうとともにその後当時の村井副町長から副町長職を受け継ぎ、現在までの６年間という長きにわたり災害復興事業やコロナウイルス感染症対策などさまざまな課題や問題を解決するため、職員に対する的確な指示や町内外の関係機関との膨大な調整など安平町の大変な震災復興期を乗り越えることができましたのも田中副町長が傍にいていただいたからだと思っています。この間のご労苦に改めて経緯と感謝を申し上げる次第です。これからはご自身のお体を労りながらこれまで同様町内の各種イベントにおいて司会役などを通じて安平町のまちづくりを支えていただければ幸いです。田中副町長が旧追分町役場職員となる前から長いお付き合いでして、公私ともに大変お世話になりました。改めて感謝とお礼を申し上げます。これまで支えていただきまして本当にありがとうございました。以上で補足説明を含めた提案説明とさせていただきます。

○議長（小笠原直治君）　提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　まず、田中現副町長が退任されるこのはっきりした理由。

一身上の都合だけでは理解できませんので、説明いただきたいと。

〔田中副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。

○副町長（田中一省君）　まず一身上の都合と言いましても副町長の進退については地方自治法第165条第２項の形でして、町長から本年２月ごろ第３期総合計画並びにこれらの追分早来地区への解消、それと町長の任期の整合性、私と町長との任期が２年ズレているものですからこれらを解消したいという申し出がありまして、私自身はいろいろまだ任期のちょうど半分の６年、２期目の半分ですが、この話を聞いた時に私がここまで支えてきた部分から今度は及川町長が新たに新しい血を入れて副町長を入れてこういう形で町政を担っていくという形に私は総合的に判断して理解しましたので165条の２に従いまして一身上の都合ではなくてこれらの規定で６月30日に辞めるというのを及川町長が３期目に入る４月23日付けで退職願を出して承認されて今回の議会に提案をしたところです。以上が私が退任に向けた真意です。

〔吉岡議員挙手〕

○２番（吉岡政昭君）　いいですか議長。

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　一身上の都合という日本語の使い方がいろいろありますが、私は田中副町長は総務課長時代からいろいろ意見を申し上げたり提案したりなどなどの中でお話しすることが多くありましたが、今ここにあるｉＰａｄなんかは雑談のような中で議会の中でｉＰａｄを使いたいという希望を持っていました。それから予算の関係での資料配られていますが、４年前の私の時は出ていなかったものだからその後４年間落選しておりましたけれども、出てきましたらこういうしっかりとした資料が出て、ああこれは田中副町長の仕事だなって直感しました。それで確認したらそうだという。いろんな意味で説明能力も高いし、惜しいなと思いますが、一身上の都合ということではなくて今本人から第３期の及川町政のスタートにあたって簡単に言えば交代してくれないかと。もっと言えば辞めてくれないかみたいなことを言われたとのことだから、立場的に言えばわかりましたとしか言いようがないのでわかりましたってことで理解するしかありません。そういう事例が私の知っている人にも突然言われて辞めてくれないかと言われた人もおりますし、それが適切だったかという問題は人によって評価があるでしょうけれども、とりあえずは一議員として、町民として、納得して受け入れたいと思います。それから今後新しい彼の木林一雄氏の提案がありましたが、そ

れについてはまた私なりの評価もあるし、果たして適切なのか適任なのかという重大な疑義があるので、これは率直に申し上げさせてもらいたいと思っています。なお、ここで新たに考えてほしいのは議長に提案になるのか町長になるのかわかりませんが、この中の議員の中に親族というかいるでしょう。そしたら確かに議決に関係してもし反対したり賛成によってその後のいろんな影響を考えなければならない不安があるからやっぱり議員の中で採決に加わることによって家族が大して影響を懸念される議員がいれば退席してもらった方がいいんじゃないかなって私の意見です。判断は議長になるのか町長になるのかわかりませんが。

○議長（小笠原直治君）　暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（小笠原直治君）　休憩を解いて先ほどの吉岡議員の質問等については該当者がいないことを確認しましたので開催をいたします。それでは質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○２番（吉岡政昭君）　はい。質疑ね。結構です。続けてください。
○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。本案に対し反対の方の発言を許します。
○２番（吉岡政昭君）　はい。
○議長（小笠原直治君）発言はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　結論を申し上げますと推薦する時は当然褒めて評価して積極的な面を強調することは当然のことですが、実は私はこの推薦者と４年間、議会事務局長と議員の関係で望まないような密接な付き合いがありました。その中で結論を言いますとまず第一に公平さに欠ける。私の評価ですよ。どの議員に対しても公平に話を聞くのではなくて俗に言うチクる議員があるとその意見を100％受け入れて、それは私だけではなくて同じような体験をした人がいまして、そうだよなってことになっている状況もあります。それから２番目、非常に感情的になる方で、私と自宅から本人電話してやり取

りした時にいきなり電話をガチャンと切られました。ガチャンと切られたのです。私はさすがに呆れてそれに対して対応しませんでしたが、ここに来た時に軽く電話切る時は静かに置いた方がいいですねと言ったら本人はああという感じで言葉を返さなかったからそれは納得して当然のことだから理解したなぁと受け止めてそれ以上何も言いませんでした。しかし、恐ろしいもので今の議会事務局長も気をつけてください。必ずそういうことをする。他の課長さんもですよ。下のものは必ず真似します。いいことも悪いことも真似するんです。その下にいた名前は言いませんが、外から町民から来た電話が来たらその人がたまたま総務にいたのかある場所にいて、電話をガチャンと切ったというので本人が怒り狂って難聴になるところだったといって私も電話貰ったし、あちこち抗議の電話をしました。それについて私も議会の時に取り上げて話題にしましたけど、その時に彼は来なかったと。最初は総務課に来た電話を切り替える時に何かの操作があってガチャンと言ったんでしょという話だった。切り替える時にガチャンと言うだろうか。そのうちにガチャンと総務課がやったかもしれないけど、そもそも議会の事務局には電話が来なかったと言った。理由は臨時職員がいて、それでそこにいたのにそもそも来なかったんだと。来なかった電話をどうしてガチャンとできるんだと。そういう言葉で言いました。事実に対して極めて不誠実だと思います。それから過激になったと思うのは私が入院中、議会改革委員会だと思いますが、その中で提案をした時に私が直接聞かなかったんだけれども、吉岡議員からいろいろ要望を受けるけれども個人的な要件が多くて、だからと言って無碍に断るわけにもいかないと。だから仕方なく受け入れているんだということを会議で言いました。私は休んだ時は必ずその所属する会議の議事録でどんなことを話しているか確認しますから、思いがけずそんな台詞が議事録に載っていたのです。それで私は本人に今まで個人的なことでどうこうしろといったことはないんだけど、どんなことですかって。それからもし個人的なことだったら断ればいいじゃないか。なぜ断らなかったのですか。本人に質問を送りました。彼はよこさないから議事録で話していたら議会事務局と話していたら答える必要ないという剣幕で拒絶しました。私はもし役場職員の若くて、もしなった時にそういう上司がいたら勘弁してほしいと思います。なぜかと言ったら厳しく指摘するとか注意することはあるでしょう。間違ったとすれば。あるいは何回言っても注意しても言うこと聞かなければ厳しく言うことはあるでしょう。だけど公平に欠ける。片方の言うことだけ一方的に聞くとか、言い分をきちんと聞かないとか嘘を言うとか電話をガチャンと切るとか、そういうレベルの人が自分の上司だったらもうたくさんです。だから私は付き合いの浅い新人議員もいらっしゃるけれどもどうかいくら提案されたと言っても賛成してほしくありません。新しく特に新人で入る公務員の役場にある職員がいますね。そういう人たちにとって不幸ですよ。だって公平でないということは一番の問題です。それから感情的に電話をガ

チャンと切るような対応を自分よりも年下で位が下だからと言って、

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　何ですか。

○議長（小笠原直治君）　まとめてください。同じことを繰り返していますから。あまりそういうことを言うことはこの議会には馴染みませんから。もう少し簡潔に反対理由を述べていただきます。

○２番（吉岡政昭君）　わかりました。じゃあまとめていいます。１点目、公平さに欠ける。一方の言い分だけを聞いて問題に対応する。２点目、感情的になる。それから３点目、後ろから斬りかかるような不誠実というか卑怯な対応をする。好き嫌いが激しいから気に入らない人に対して部下に対する危険がある。という意味では認めるわけにはいかない。だからそういう意味でどうぞ賛成しないでください。よろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　それでは次に賛成の方の発言を許します。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　私はこれまで木林一雄氏とは議会を通じて大変お世話になったり教えていただいたりたくさん担当課になっても変わらず接していただきました。見識が広いとか知識があるという。それから皆さんから慕われているというのは多くの人がわかっている事柄かなと思っています。ですので、この案件については私は賛成をいたします。

○議長（小笠原直治君）　次に反対の意見がある方ございませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　認めません。他に反対はありませんね。それでは討論なしと認めます。これから議案第１号、安平町副町長の選任の同意について採決します。この採決は起立により行います。よって起立しない方は反対と見なします。本件について原案のとおり、

○議会事務局長（石塚一哉君）　お待ちください。今、画面を議員起立画面に切り替えます。少々お待ちください。はい。

○議長（小笠原直治君）　本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を認めます。

（賛成議員起立）

（賛成：三浦、箱崎、内藤、神野、山村、工藤、鳥越、梅森、高山）

（反対：吉岡、反町）

○議長（小笠原直治君）　起立多数です。したがって議案第１号は原案のとおり可決されました。お座りください。

○２番（吉岡政昭君）　鳥越さん、あんたの息子がいるしょ。嘘ついて。

○議長（小笠原直治君）　ここで午後３時15分まで休憩します。

（休憩開始１５０３）

（休憩終了１５１５）

○議長（小笠原直治君）　休憩を解いて会議を再開します。ここで木林財政担当課長の退席を解きます。暫時休憩します。

（暫時休憩）

（財政担当課長入室）

○議長（小笠原直治君）　それでは再開します。ここで新たに副町長に選任されました木林財政担当課長から一言ごあいさつをいただきたいと思います。

〔木林財政担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　財政担当課長。

○財政担当課長（木林一雄君）　定例会の会議中に貴重なお時間をいただき感謝申し上げます。この度多くの議員の皆様のご同意をいただきまして厚く御礼申し上げます。私もとより微力ではありますが、町長を補佐し、町民の皆様が安心して暮らせる町の実現のため、そして安平町の発展のため、誠心誠意努める所存です。議会議員の皆様には今後ともご指導ご鞭撻を賜りたくお願いを申し上げ、粗辞でございますがごあいさつとさせていただきます。

（拍手）

○議長（小笠原直治君）　ありがとうございました。

◎　日程第６　議案第２号

○議長（小笠原直治君）　日程第６、議案第２号　**安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　議案第２号朗読

議案第２号

安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町長等の給与等に関する条例（平成18年安平町条例第41号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

本年４月12日に執行された安平町議会議員選挙における町職員のＳＮＳアカウントを通じた投票依頼等の非違行為により、町政に対する信頼を損なうこととなったことに鑑み、町政の責任者である町長及び当該職員配属時の任命権者である教育委員会の実務責任者である教育長の当該事件の責任を明確にするものとし、町長及び教育長において令和８年７月１日から同年７月31日まで、それぞれ給料月額を減額するため、この条例の制定について提案するものである。

裏面をご覧ください。次ページの条文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明申し上げます。今回の減額措置につきましては恒久的な措置ではなく、時限的な対応となりますため、これまでの対応と同様に附則において対象者、期間、減額の割合を規定するもので、町政の責任者である町長及び当該職員の当時の配属先が教育委員会であるため、任命権者である教育委員会の実務責任者である教育長について令和８年７月１日からの１か月間、給料月額の10％を削減しようとするものです。なお、現状の町長の給料月額については４ページに記載がありますのでご確認ください。本改正条例の施行期日については本年７月１日からとしております。

以上ご説明申し上げ、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　昨日も質問させていただいたかと思うのですが、削減の割合が少なすぎるのではないかということを申し上げましたが、何か根拠はあるのでしょうか。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　３ページの新旧対照表をご覧いただければと思いますが、今回あえて新旧対照表に前回の処分の関係がわかるように掲載させていただきました。前回の新旧対照表の表にもあるとおり前回の処分については一部事務組合職員による非違行為でしたが、その際は停職処分２か月の処分に対して町長と副町長、同様に１か月間10％の給与カットとしています。これと比較検討しました今回の事案に対しての割合と考えています。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　その事案についてもう少し願えますでしょうか。
○議長（小笠原直治君）　え、反町議員。何の。
○３番（反町恵君）　その前回の事案についてです。
○議長（小笠原直治君）　大変失礼ですが、この議案とはかけ離れていますので聞きたかったら別途総務課長に聞きに行ってください。
○２番（吉岡政昭君）　そういうのじゃないでしょ。だって、
○議長（小笠原直治君）　はい。次の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めこれから議案第２号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第７　議案第３号

○議長（小笠原直治君）　日程第７、議案第３号　**安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔岡総務担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総務担当課長。
○総務担当課長（岡康弘君）　議案第３号朗読

議案第３号

安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

令和７年８月７日付け人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、通勤のための自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を引き上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給することができるよう所要の改訂を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

次ページ条例の説明ですが、こちらは当日配布した資料に基づき改正概要をご説明申し上げます。お手元に当日配付資料をご用意ください。「安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について」と記載された資料です。今回の条例改正は、昨年８月７日付けの人事院勧告に基づき、国家公務員給与法が２段階に分けて改正されましたが、こちら第１段階目の改正については既に当町も昨年11月の臨時議会で承認を受けています。今回の改正はその第２段階目のものとなり、主に自動車等の交通用具を使用して通勤する職員に係る通勤手当に関する改正となります。まず１として通勤手当の改定の項目の①についてですが、自動車等使用する職員に係る通勤手当の額については、国家公務員給与法及び町条例の双方とも、５㎞ごとの距離区分によりその額が細かく規定されていましたが、今回法律では上限額を定めた上で、細かな規定を人事院規則に委任するよう法律改正がなされています。こちら全国の自治体においてこれに準じて条例を改正するものでして、当町も同様の改正を行うものとなります。その意味合いとして通勤手当は給与とは異なり、実費支給の要素が強いものでありながら、これまで法律や条例の規定でしたので、ガソリンなどの物価上昇があっても人事院勧告で改定の勧告がなされなければ国会及び地方議会で承認を得なければ、物価上昇に対応することができない仕組みとなっていました。恐らくこれを解消するものであろうと推測しています。次に②について、現在国家公務員の深刻なり手不足について、国では対応が急がれておりますが、人事において広域異動が通例である国家公務員において多様な働き方が求められる現代社会に鑑み、自動車等の通勤距離について、従来距離上限が60㎞までとなっていましたがこれを100㎞まで認められることとなり、これに伴い上限金額が６万6400円まで引き上げるものとなります。次に③については、②と関連し、首都圏などの長距離の通勤ストレス軽減による離職者防止につなげるため、鉄道通勤者のグリーン席や指定席の使用も認めるとともに、自動車等通勤者についても高速道路の通勤利用を認める改正を行うものです。最後に④でありますが、敷地内に職員駐車場が確保できない大都市などにおいては、実例として自動車による通勤者は、民間駐車場を自己負担により借りているケースありまして、これについて従来通勤手当の対象外であったものを多様な働き方、通勤の仕方を確保するという観点により自己負担していた駐車場使用分を通勤手当の対象となるよう法改定が行われたため当町の条例も合わせて改正するものとなります。これら①から④の改正でありますが、これらは昨年の人事院勧告で主眼がおかれた多様な働き方を認め、なり手不足の解消するとともに離職者抑制に努める一環でして、実はこれらの改正について当町職員で実質的に対象となる職員はおりません。よって、一義的には国家公務員給与法の一部改正に併せた条例改正を必要しないわけですが、一方で当町の職員

制度は基本的には国家公務員順守を基本としていまして、また、法律の改正履歴と町の改正の状況を合わせることで、今後の事務作業に疑義が生じないこととさせるため、今回適用となる職員はおりませんが条例改正をさせていただくものとなります。なお、条例の施行期日については関連規則の制定の関係などもあるので、７月１日に施行しようとするものであります。

以上、ご説明申し上げ審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第３号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第８　議案第４号

○議長（小笠原直治君）　日程第８、議案第４号　**安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔奥田税務戸籍担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　税務戸籍担当課長。

○税務戸籍担当課長（奥田浩司君）　議案第４号朗読

議案第４号

安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

安平町印鑑条例（平成18年安平町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

印鑑登録証明書の交付申請の添付書類に、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を加えるもの及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第46号）改正に伴い、参照元法令の号番号が変わったことにより、この条例について提案するものである。

次のページにあります、改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正理由などの説明をさせていただきます。今回の条例改正は、「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和６年法律第59号）」の施行（令和８年６月14日）により在留カード等でも印鑑登録証明書を取得することが可能となったため、条例においても所要の改正を行うものあわせて移動端末設備の定義規定が置かれていた電気通信事業法第12条の２第４項第２号ロが第12条の２第４項第３号ロに繰り下げされたことに伴う改正でございます。改正内容につきましては、改正条文の次に新旧対照表を添付しており、規定の改正箇所はアンダーラインで示しているとおりです。なお、この条例の施行期日は、公布の日からとなります

以上で提案説明を終わります。ご審議のうえご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第４号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第４号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第９　議案第５号

○議長（小笠原直治君）　日程第９、議案第５号　**安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）

議案第５号

安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について

安平町基金条例（平成23年安平町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
学校教育施設の整備に活用するべく必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

裏面をご覧ください。条文の朗読を省略いたしまして条例制定の趣旨をご説明させていただきます。本件につきましては、遠浅小学校の有償譲渡に伴

い、補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく公立学校施設整備費補助金等についての財産処分に関する文部科学大臣の承認の要件として、財産処分の日（譲渡契約日）から１年以内に譲渡額の補助金相当額を学校の施設整備に充てることを目的とした基金に積み立てることが必要となります。このことから今後における学校教育施設整備に活用するべく、基金を創設し積み立てを行うため、条例を制定するものです。なお、基金への積立額については、国の算定により546万6000円以上とされていることから今補正において同額を予算計上させていただいております。

続きまして条例改正の内容を説明いたしますので次ページ新旧対照表をご覧ください。条例第３条中の表には基金の名称、設置の目的が記載されており、安平町企業版ふるさと納税基金の次に新たに安平町学校教育施設整備基金を設けるもので、設置の目的は学校教育施設の整備に資することを目的とし、積立額は一般会計予算で定める額とするものです。この条例の施行期日は公布の日からとなります。

以上で説明を終わりますので、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第５号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第10　議案第６号

○議長（小笠原直治君）　日程第10、議案第６号　**道の駅D51ステーションの指定管理者の指定について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔山口総合支所長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　総合支所長。
○総合支所長（山口崇君）　議案第６号朗読

議案第６号

道の駅あびらD51ステーションの指定管理者の指定について

次の団体を安平町道の駅の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
道の駅あびらD51ステーションの指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第７条第１項の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

１　施設の名称　　安平町追分柏が丘49番地１
　　道の駅あびら　D51ステーション

２　指定管理者　　安平町追分本町５丁目17番地１
　　一般社団法人　あびら観光協会
　　代表理事　小　林　正　道

３　指定の期間　　令和９年４月１日から令和14年３月31日まで

続きまして道の駅あびらＤ51ステーションの指定管理者の指定について趣旨説明を行います。道の駅については第２期の指定管理期間である令和４年４月１日から一般社団法人あびら観光協会が指定管理者として管理・運営を行ってきており、その期間が令和９年３月31日で満了することに伴い、次の５年間における指定管理者の指定についてご審議いただくものですが、本年１月に開催されました議会全員協議会でご説明しました内容の振り返りとその後の経過を含めてご説明いたします。道の駅は交流人口拡大を目的とした地域活性化の拠点施設であり、その施設を管理・運営する団体の設立目的が施設の設置目的と合致している町内の団体であることが重要であると考えていますが、本議案で指定管理者として名が挙がっておりますあびら観光協会は町全体の観光振興と地域の繁栄に寄与することを目的とし、さらに第２期の指定管理期間における来場者数や営業収支の実績についても当初計画を上回る結果を残しているとともに、イベントや知名度向上策などの実施を通して地域活性化に寄与していることも踏まえ、非公募による指定管理者の選定を前提として、１月の全員協議会以降、あびら観光協会と運営条件の協議を進め、４月に事前協議が完了し、５月19日にあびら観光協会から指定管理者指定申請書が提出されました。受理しました書類の審査を安平町公の施設にかかる指定管理者の指定手続きにかかる条例第５条の規定に基づき行ったところ、指定管理者としての運営に向けた基本的な考え方やリピーター確保に向けた考え方が明確で、それを具現化するための体制や運営計画が適切であるなど、指定管理者応募要項で示した審査項目・審査基準に対してあびら観光協会の提出した事業計画等の内容は妥当性が認められたことから、安平町行政改革推進委員会における意見も参酌し、一般社団法人あびら観光協会を道の駅あびらＤ51ステーションの第３期指定管理者として選定しております。

それでは今回参考資料として配布しました議案データの29ページに道の駅あびらＤ51ステーション指定管理者基本協定書の新旧対照表がありますので、この29ページをご覧ください。ここでは左の欄、新（第３期指定管理）に記載されています「安平町道の駅あびらＤ51ステーションの管理・運営に関する基本協定書」案については、現在の右側の旧の協定書と大きな変更はありませんが、主な変更点としましては、第４条（１）敷地面積が北海道開発局により整備された「妊婦向け屋根付き優先駐車スペース」の面積が104.83㎡を指定管理区域の敷地面積から除いため縮小したものが主な部分であります。それ以外の変更部分については、指定期間や年度等の年月日に関する更新や個人情報の保護の取扱いの根拠法令等に関する名称の更新となっております。

以上で説明を終わります。ご審議いただきご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第６号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎　日程第11　議案第７号

○議長（小笠原直治君）　日程第11、議案第７号　**財産の取得について（学習用タブレット端末更新事業）**を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　議案第７号朗読

議案第７号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和８年６月22日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）

財産の取得をするため、地方自治法第96条第１項第８号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により提案するものである。

裏面をご覧ください。

記

１　取得しようとする財産の種類　　学習用タブレット端末更新事業

２　契約の相手方　　所在地　札幌中央区大通西14丁目７番地
会社名　ＮＴＴ東日本株式会社
執行役員　北海道事業部長　茂谷浩子

３　取得の目的　　令和２年度に導入した学習用端末を更新するため

４　取得の方法　　随意契約

５　取得の価格　　19,843,450円

６　取得の時期　　令和９年３月

７　支払方法　　全額一括払い

次ページをご覧ください。今回購入するタブレットほか付属品について参考資料として添付しておりますので、ご参照ください。補足説明でございますが、今回のタブレットの更新は、令和２年度に購入した早来学園分213台、追分小学校分55台、追分中学校分63台、計313台を更新するものです。本事業については、国の補助金を活用して学習用端末を更新するものですが、この補助金においてはコスト削減、格差是正、管理の効率化を図るため、都道府県の共同調達により端末を購入することが条件となっております。このことから北海道において共同調達に係る一般競争入札を執行し、事業者選定により契約の相手方及び共同調達物品単価が決定したことから安平町の購入分について１社限定の随意契約により取得するものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　一般的に随意契約の場合は複数の業者がいて見積もり合わせなどをして決めるというのが一般的だと思っているのですが、今回の場合は複数の業者の参加というかあるいは見積もり合わせはあったのでしょうか。それと合わせてもしあったとすれば単位それぞれの端末フィルム、ソフトの関係の単価を他の企業含めて教えてほしいと思います。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　入札の関係ですが先ほどちょっとご説明させてもらいましたが、国の補助金を活用するにあたって北海道全域にわたって今回更新するところは北海道でまとめて入札を執行されています。この北海道の入札によって業者が決定したことによってその通知をもって安平町もこの業者と決定するという運びになっていますのでご理解をよろしくお願いします。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔反町議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　反町議員。
○３番（反町恵君）　この台数は壊れたりしたのでこの台数になっているのかということと、その補助金ですべて全額が賄えるのかをお聞きしたいです。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　今回の更新については昨年度も更新させてもらっているのですが、２か年で当初入れた分を更新する形になっています。タブレット関係５年耐用年数がありますので壊れる前にすでに壊れたりしているものもあるのですが、壊れる前に一定程度の年数が経ったものについては補助金を活用して更新できることになっています。今回の補助金の関係ですが、国からの補助金としては補助基準額が設定されていまして、その補助基準額が５万 5000 円で購入台数今回のので 331 台更新します。補助率が３分の２となっていますので補助金としては 1213 万 6000 円収入となる予定です。今回の契約機種については１台５万 9950 円、それを 331 台購入しま

すので1984万3450円の歳出となります。これらの差引が一般財源分となりますが、およそ770万7450円が一般財源となろうかと思います。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　質疑なしと認めこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対し反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　討論なしと認めます。これから議案第７号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって議案第７号は原案のとおり可決されました。

○議長（小笠原直治君）　お諮りいたします。会期延長の件を日程に追加し、追加日程第１号として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって会期延長の件を日程に追加し、追加日程第１号として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることを決定しました。

◎　追加日程第１

○議長（小笠原直治君）　追加日程第１　**会期延長の件**を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事運営の都合により、明日６月25日（木）まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって会期は６月 25 日（木）まで延長することに決定しました。

◎　日程第12　議案第８号

○議長（小笠原直治君）　日程第 12、議案第８号　**令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）について**を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。
○副町長（田中一省君）　議案第８号朗読

議案第８号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）について

令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

（提案理由）
前年度繰越金の確定等により、令和８年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第１項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧ください。

議案第８号

令和８年度安平町一般会計補正予算（第１号）

令和８年度安平町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,786,428千円とする。
２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為の補正）
第２条　債務負担行為の追加は、「第２表債務負担行為補正」による。
（地方債の補正）
第３条　地方債の追加及び変更、廃止は、「第３表地方債補正」による。

令和８年６月23日提出

安平町長　及　川　秀一郎

それでは令和８年度安平町一般会計補正予算(第１号)について提案説明いたします。今補正の主なものとして、歳入では令和７年度一般会計決算による繰越金4918万9000円の増額など、歳出では政策予算による新規事業及び畜産クラスター事業補助金４億8975万7000円の計上などとなっています。

それでは歳出から説明いたします。17ページをお開き下さい。２款総務費、１項１目一般管理費は、政策予算による新規事業で庁舎内における文書管理の適正化を行う事業費の計上。２目電子計算費（１）防災行政情報告知ネットワーク構築事業は、北電柱移設に伴うエリア放送用光ケーブルの移設工事費の計上。（２）総合行政ネットワークシステム運用事業は、戸籍システムの標準準拠システム移行に伴うバージョンアップに係る費用で、（３）電算機器等管理経費は､電柱所有者からの移設要請による工事費の計上です｡（４）ＩＣ旅券用交付窓口端末機器導入経費は､パソコン等機器の価格高騰に伴い、予算に不足が生じるため増額するもの。18ページ、（５）社会保障・税番号制度システム構築事業は、住民記録システム振り仮名のデータ取込に必要な機能の追加に伴うシステム改修費負担金の増額で、６目文書広報費は、歳入補正に伴う財源振替です。７目財産管理費（１）公用車管理経費、14節は電気自動車の充電設備工事で、今後の更なるＥＶ公用車への移行を見据えて対応するもの。17節は購入予定車両の価格等が変更されたため増額するものです。（２）町有施設管理経費、12節は政策予算で個別計画未策定の公共施設を対象に、老朽度調査、施設カルテ作成、個別計画を策定し、その内容を踏まえ公共施設総合管理計画を改訂するもの。14節は原材料費高騰による豊栄会館屋根・外壁塗装工事費の増額です。10目企画費（１）地域公共交通対策事業は、国土交通省所管補助事業の交通空白解消緊急対策事業の採択に伴い増額するもの。（２）企画調整事務経費は、過年度償還金で記載のとおりです。19ページ、（３）デマンド交通運行事業は、交通空白解消緊急対策事業

の採択に伴い、予算を組み替えるため減額するものです。11目まちづくり推進費（１）コミュニティ運動経費は、追分地区町内会連合会助成金で、コミュニティ助成金を活用します。（２）定住促進事業、12節はラ・ラ・タウンおいわけ分譲地の境界杭修復に伴うもの。13節は予算計上漏れに伴うおためし暮らし住宅のテレビ受信料。18節ＺＥＨ＋住宅建設奨励助成金は政策予算で、早来大町（旧早来中学校仮設校舎跡地）の住宅用地５区画を対象に、国が示す「ＺＥＨ＋基準」を満たす住宅を新築した世帯に60万円を助成するもの。用地民間賃貸共同住宅等建設支援事業助成金は、採択見込額の増によるもの。若者雇用助成金は、申請があったため新規で計上するものです。（３）地域活性化起業人活用事業は、交付税措置の上限額が引き上げられたことから町負担分を見直し増額するもので、20ページ、（４）地区別計画協働づくり事業は、地域おこし協力隊及び集落支援員の異動等に伴いそれぞれ補正するものです。15目財政調整基金費は、配分金の確定に伴い増額するもの。21ページ、２項２目賦課徴収費は、算定基礎である環境性能割の徴収額確定に伴う増額。３項１目戸籍住民基本台帳費は特定在留カードの交付開始に伴い、券面プリンターに特定在留カードの仕様を追加するシステム改修を行う必要があるため増額するものです。５項２目各種統計調査費は、経済センサス活動調査交付金決定見込みにより増額するものです。22ページにまたがる３款民生費、１項１目社会福祉総務費（１）国民健康保険事業特別会計繰出金は、国民健康保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の減額で、（２）医療給付事業は、地域診療情報連携推進費補助金医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等による増額です。３目民生委員費は民生委員２名の退任に伴い、新たな委員の推薦会を実施するためそれぞれ増額するもので、４目社会福祉施設費は政策予算で、地域ＤＸ推進事業の拠点となっている、ふれあい交流館みなくるにエアコン設置するものです。５目ぬくもりセンター施設費は、いずれも政策予算で、10節は経年劣化が見られるぬくもりセンター内排煙窓ワイヤーの更新で、14節は和式トイレを洋式化する改修工事、コピー室を会議室にするための間仕切り工事を実施するものです。23ページ、９目高齢者福祉費は、老人福祉施設費負担金の増額補正による財源振替で、10目高齢者福祉施設費は、政策予算で、ぽっぽ苑の居室や共用部分における網戸及びトイレ洗浄便座の更新を行うものです。11目介護支援費（１）介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険事業特別会計の補正に伴う繰出金の増額で、12目しょうがい者福祉費、18節は地域診療情報連携推進費補助金医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業による増額。22節は過年度償還金で記載のとおりです。２項３目子育て支援費は、こども政策推進事業費補助金の増額補正による財源振替で、24ページ、４目認定こども園等運営経費は、資材価格高騰による増額です。４款衛生費、１項１目地域保健費、10節はあびら追分クリニックにおける突発的な施設修繕費用が見込まれるため増額。18節は地域医療提供体制

維持費補助事業に係る補助金等でそれぞれ各医療機関からの申請に基づき補正するもので、２目予防費は、今年度から開始する胃内視鏡検査費用一部助成事業において、苫小牧医師会指定の複写用紙費用を予算措置するものです。25ページ、３目母子保健費は、実績及び今後の申請者を見込み増額するもので、５目環境衛生費（１）環境衛生事務経費は政策予算で、水道未整備地域の飲料用地下水の水質検査費用の一部助成するものです。（２）合併処理浄化槽設置整備補助交付事業は、申請実績による増額。（３）脱炭素化事業は、交付金の増額によるもので、７目保健センター管理費は、保健センター出入口前の側溝付近タイルの一部剥離、柱外壁タイルの破損を修繕するもの。26ページ、６款農林水産業費、１項１目農業委員会費は、農業者年金業務委託金の補正に伴う財源振替、４目農業振興費、18節地域農業構造転換支援事業交付金は、担い手の経営改善に必要な機械・施設導入を支援するもので、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金は、なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業及び労働負担軽減対策事業について予算配分となったため計上するものです。５目畜産業費、18節畜産クラスター事業補助金は、国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の採択を受け、町内養豚業者の経営規模拡大のための補助金です。７目安平川地区国営土地改良事業費は政策予算で、安平川遠方管理センターの農業用水管理用機器を適正に稼働させるためエアコン設置を行うものです。27ページ、９目ダム管理費、11節及び17節の車両。26節はダム管理用警報車両購入費に含まれていた保険料と重量税の予算組替によるもの。14節瑞穂ダム多目的広場整備工事は政策予算で、せせらぎ水路に堆積した土砂の搬出、補修整備を行います。瑞穂揚水機場ポンプ分解整備工事は、農業水路等長寿命化・防災減災事業の補助金交付決定に伴う工事請負費の計上で、17節暖房機は、管理棟の暖房機が故障したため新たに購入します。28ページにまたがる７款商工費、１項１目商工業振興費（１）商工振興事業経費は、創業等支援事業補助金の申請件数の増が見込まれるため増額するもの。（２）安平町商工会補助金は、国の重点支援地方交付金を活用し、プレミアム率を当初の20％から35％に引き上げるもので、２目観光費は、国の地域未来交付金追加等による財源振替です。８款土木費、２項２目道路維持費は政策予算で、遠浅酪農３号線の舗装修繕工事を行うもの。３目道路新設改良費は、国庫支出金は交付決定見込みによる財源振替で、４目橋りょう維持費は、ＪＲ跨線橋点検の保安費高騰により増額するものです。29ページ、４項１目都市計画総務費は政策予算で、都市計画区域外である追分地区の都市計画基礎調査を行うもの。２目公園費は、落ち葉集めに使用しているブロワーが故障し修繕が困難であるため購入するものです。９款消防費、１項２目災害対策費は、国の地域未来交付金を活用し、避難所の生活環境の改善に必要となる資機材を購入するものです。30ページ、10款教育費、１項３目義務教育振興費は、学校教育施設整備基金の新規設置に伴い学校教育施設整備に活用するために積み立てるもので、４目教育振興費（１）

教育振興経費は、追分中学校のテニス支柱と審判台は経年劣化による破損劣化が激しいため購入するものです。（２）学校施設管理経費、13節校務支援システム利用料は、サーバーの管理台数が増えたため増額するもので、ソフトウェアライセンス使用料は、当初予算に計上漏れがあったため補正するものです。誠にもって申し訳ございませんでした。17節施設管理備品は、児童生徒数が増加したため不足分の備品を購入するもの。校務支援システムソフトは政策予算で、学校と学童保育を連携するために校務支援システムの改修を行うもの。６目スクールバス管理費は、予算不足による増額です。31ページ、２項１目学校管理費及び４項１目学校管理費は、電源立地地域対策交付金の補正による財源振替。５項１目社会教育総務費は、北海道文化財団によるアートシアター事業に係るケータリング費用の補正です。32ページにまたがる３目公民館費は主に政策予算で、10節は町民センターの２階正面玄関ポーチや階段改修を行うもので、14節エアコン設置工事は、追分公民館の調理室に設置するもの。町民センター施設改修工事は、洋式トイレ７カ所にトイレウォッシュレット取り付け工事を行うもので、追分公民館施設改修工事は、１階の和式トイレを洋式トイレの改修のほか、洗面器を自動水栓に取替、ベビーチェア、ハンドドライヤー、１階研修室にエアコンの設置改修などを行うもので、17節は追分公民館の音響・オンライン機器の購入等を行うものです。６項２目生涯スポーツ振興事業費、12節は国の部活動の地域展開等推進に係る補助内容確定により、地方スポーツ振興費補助金および芸術文化振興費において、北海道の直接補助事業である平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応実施自治体として安平町が採択されたことで持続可能な体制づくりを図るための事業を実施し、対応することから増額。18節も国の部活動の地域展開等推進に係る補助内容確定により、国で示された支援金に準拠した支援を行うため、当町で部活動から移行したスポーツクラブ９団体、文化クラブ２団体に対する地域展開後の各地域クラブの支援金を増額するものです。国の補助内容確定により町の地域クラブへの支援方針がきまったため、平日重点課題へ対応することから増額。18節も国の補助内容確定により、町の地域クラブへの支援方針がきまったため、地域展開後の各地域クラブの補助金を増額するものです。３目体育施設費、12節及び13節は、契約内容の見直しによる予算組替で、14節は政策予算で、町民センター裏の変電施設改修工事を行うものです。33ページ、４目学校給食費、10節修繕料は、冷凍室の修繕等を行うもの。賄材料費は、給食人数、給食日数、給食単価の変更による増額で、18節はやむをえない理由による学校給食非喫食者への支援金で、北海道市町村学校給食費支援事業費交付金によるものです。７目スポーツセンター管理費、12節は資材価格や人件費の高騰等による不足額を増額するもの。17節はポリッシャー購入について、当初予算の計上誤りによる不足額を増額するものです。今回これで２件目です。誠にもってお詫びを申し上げます。32ページにまたがる11款公債費は、いずれも減債基金充当

に伴う財源振替です。12款給与費は、道営農業農村整備事業監督等補助事務委託金の補正に伴う財源振替です。

引き続き歳入の説明をさせて頂きますので、７ページをお開きください。14款分担金、１項１目民生費負担金は、養護老人ホーム被措置者徴収金について、収入申告の審査結果により増額するものです。８ページにまたがる16款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金、１節マイナンバーカード交付事務費補助金は、特定在留カード発行開始に伴う券面プリンタシステム改修費に対し交付される補助金で、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金は、役場総合庁舎公用車の充電設備整備に対する補助金です。２節は当初交付申請による増額。３節は事業実施計画に基づく配分予定額の通知により計上するもの。４節は振り仮名の一括記録に係るシステム改修に対し交付される補助金です。９ページ、２目民生費国庫補助金、１節は地域診療情報連携推進費補助金医療費助成のオンライン資格確認の先行実施のための自治体システム改修等事業に対し交付される補助金で、２節は児童館等を活用した地域課題解決モデル事業の国庫補助事業内示に伴う増額です。３目衛生費国庫補助金は、交付金の内示額による増額。４目土木費国庫補助金は、いずれも交付決定見込に基づき減額するものです。５目教育費国庫補助金は、教育支援体制整備事業費補助金で記載のとおりとなっています。６目消防費国庫補助金は、地域未来交付金で、内示により計上するもので、10ページ、３項、３目農林水産業費委託金は、交付予定通知による増額です。17款道支出金、２項１目総務費道補助金は、限度額通知に伴う増額です。11ページ、４目農林水産業費道補助金、強い農業づくり事業費補助金は、地域農業構造転換支援事業交付金に対して配分割当となったもの。畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金は、予算配分となったものです。農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金は、瑞穂揚水機場ポンプ分解整備工事に対する補助金で、畜産クラスター事業補助金は、予算配分となったものです。６目教育費道補助金、地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金は、地方スポーツ振興費補助金及び芸術文化振興費補助金の交付予定により増額するもので、教育支援体制整備事業費補助金は、国庫補助金への予算組替により減額。北海道市町村学校給食費支援事業費交付金は、学校給食費の負担軽減等を行う事業に交付されるものです。12ページ、３項２目農林水産業費委託金は記載のとおりです。18款財産収入、１項２目利子及び配当金は、配分金の決定により増額するもので、13ページ、２項１目不動産売払収入は、旧早来中学校仮設校舎跡地の町有地分譲に伴う増額です。20款繰入金、１項１目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、２目減債基金繰入金は、令和６年度及び令和７年度に積み立てた臨時財政対策債償還基金費から令和８年度分を地方債の元利償還金に充当するものです。14ページ、３目まちづくり基金繰入金は、安平町消費拡大地域活性化事業補助金の財源振替等によるもの。11目企業版ふるさと納税基金繰入金は、追分公民館施設備品購入費に充当するものです。

21款繰越金は、令和７年度一般会計歳入合計86億5311万4845円、歳出合計85億3583万8592円で、歳入歳出差引残額１億1727万6253円から繰越明許費の一般財源1808万6000円を差し引いた実質収支額は9919万253円となります。地方自治法第233条の２及び安平町基金条例の規定に基づき、剰余金の２分の１を下回らない額として5000万円を財政調整基金に積立てます。残りの4919万253円から科目設定分の1000円を差し引いた額を増額するものです。15ページ、22款諸収入、４項５目納付金は、北海道市町村学校給食支援事業費交付金の決定及び各校の給食人数、給食日数、給食単価等の決定による減額で、６目雑入、コミュニティ助成金は、交付決定によるもの。地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、事業採択等による増額。雑入の防災イベント開催事業振興協会補助金は、地域未来交付金に財源を組替えたため減額するものです。16ページ、23款町債、１項１目総務債、脱炭素化推進事業債は、国の間接補助を受けることから起債対象外となり減額。デジタル活用推進事業債は、新たな借入要望により計上するもの。５目土木債、遠浅酪農２号線改良舗装事業債及び橋りょう長寿命化修繕事業債は、国庫補助金の減額見込みにより借入要望額を増額するもの。町道舗装打替事業債は、事業費の増額に伴い借入要望額を増額するものです。

次に債務負担行為補正について説明しますので、３ページをお開きください。第２表債務負担行為補正は、追加で役場庁舎エアコン設備リース料を令和９年度から19年度まで限度額を１億3624万円とするものです。

次に第３表地方債補正は、追加で庁内ＳＢＣ環境構築事業の限度額を1470万円で設定、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。４ページは変更として遠浅酪農２号線改良舗装事業の限度額を6400万円から１億3610万円に、町道舗装打替事業の限度額を1200万円から1210万円に、橋りょう長寿命化修繕事業の限度額を1480万円から1920万円に変更するもので、起債の方法、利率及び償還方法に変更はございません。

次に廃止として、公用車購入事業は財源振替により廃止となります。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ７億3829万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億8642万8000円とするものでございます。ご審議の上ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長（小笠原直治君）　説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出 17 ページをお開きください。17、18 ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　18 ページ、７目財産管理で（２）町有施設管理経費の 12 委託料、公共施設等総合管理計画策定業務委託料のこの 1274 万 9000 円の

この中身の理解ができないものですからもう少し詳しい説明をお願いします。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　こちらの補正については、町内の公共施設のうち個別計画が未策定の施設を対象に老朽度調査、施設のカルテの作成、個別計画の策定、その内容を踏まえ公共施設等総合管理計画を改定するものとなっています。この公共施設等管理計画は、平成29年3月に策定したもので、もう10年になりますので、また新たに改定していくためのものとなっています。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　10年経ったらもう一回やらなければならないというのはわかったのですが、それをどのように使うのか、どういう基準になるのかがまったくわからないので、これがないとどうなるのかという意図的なものを説明お願いします。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。

○施設担当課長（伊藤富美雄君）　こちらをまず個別計画の方ですが、今後の施設の修繕関係それらのスケジュールというかいつぐらいにどういう修繕をしていくか、それが公共施設全体、それぞれの公共施設をどういう順番で修繕をかけていくか。または、今後の統廃合に向けて検討していく材料が主なものとなる予定です。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11番（高山正人君）　結果的にまだそれでもわからないのですよ。要するに統廃合するもしくは直すといったところを施設がどれだけあってどれがというリストアップされてちゃんと出てくるなら理解できるんだけど、総合トータルで全部をやりますという形で計上されているのでどれぐらいの数の施設があって、どれぐらい必要なのかという金額がデカいので結果的にこれだけの費用をかけないとこれからの計画が立たないという理屈がわからないのでもうちょっと詳しく教えてください。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。
○施設担当課長（伊藤富美雄君）　申し訳ありません。施設の数についてはいくつと今資料を持ち合わせていませんでしたのであれなのですが、わかりやすく言うと教育施設とか公営住宅とかは個別計画を持っています。長寿命化計画とか。そういうものを除いた公共施設、例えば追分でいくと追分クリニックとか、斎場、会館類、労働会館とか地区集会所、町内会館ですね。そういう個別の計画を持っていない先ほど言いました長寿命化計画を持っていない公共施設を全体的に調査をかけまして、先ほど言った形のものの検討材料にさせていただくということです。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。
○11 番（高山正人君）　その手の資料はリストアップされて予算組みされていると思うので後ほどで構いませんからどこが基準の対象になるのかといったリスト的なものを後で提出いただくことはできるのでしょうか。

〔伊藤施設担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　施設担当課長。
○施設担当課長（伊藤富美雄君）　そちらについては事業計画の資料がありますので後ほど。明日議会の始まる前にでも。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　定住促進事業ありますね。546 万。これの内訳というか下に書いてあるんだけども具体的にどんな事業なのかイメージわかないんですが。
○議長（小笠原直治君）　ページ数は 17、18 ですよ。
○２番（吉岡政昭君）　間違った。
○１番（三浦恵美子君）　17、18 ページについて聞かれています。
○２番（吉岡政昭君）　先を急ぎすぎました。

○議長（小笠原直治君）　17、18 でありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは 19、20 ページで質疑はありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。

○２番（吉岡政昭君）　19 ページの定住促進事業ってありますが、内訳は書いてありますが一応内容がわからないので教えてください。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　19 ページの定住促進事業 546 万 6000 円についてのご説明でよろしいですね。まず 12 の委託料については、追分にあるラ・ラ・タウンおいわけの分譲地宅地が売れたのですが、古かったものですから境界杭確認することができなくて、境界杭を入れ直しをする復旧する事業になっています。13 使用料賃借料については、早来にある移住のお試し暮らし住宅があるのですが、テレビの受信料の方が予算計上漏れでしたので今回予算を上げさせてもらうものです。大変申し訳ありませんでした。次 18 の負担金補助及び交付金の関係についてですが、まず１つ目のＺＥＨ＋住宅の建設奨励金 300 万については、今回政策予算として上げさせていただいているものです。内訳としては先ほど副町長からも説明がありましたが、助成金１件あたり 60 万円掛ける住宅５棟分で 300 万円を予算計上させていただいています。こちらについてはこれまでも議会の中でもご説明させていただきましたが、早来学園前、旧早来中学校の仮設校舎跡を町有地になりますが、宅地で５区画、アパート用地として４区画販売するものです。まず宅地については国が示すＺＥＨ＋基準という高断熱、省エネルギーの住宅を建てていただくことを条件に販売するものでして、住宅を建てていただいた方にこのＺＥＨ＋住宅の助成金を出すものです。こちらについては町の独自助成で 60 万を今回予算を上げさえていただきましたが、まず国もゼロカーボン推進していまして、国ではＺＥＨ＋住宅を建てると 90 万円の助成があります。それに町の助成金を今回 60 万円助成する。さらに町の方では住宅を建てた方には住宅を建てて転入されてお子さんがいる世帯については最大 30 万円分のあびらポイントを支給するようになっていますので、国の助成金と合算すると最大で 180 万円分の支援にあたりまして、さらに国ではＺＥＨ関係の設備に応じた国の加算メニュー等もありますし、電力会社ではまた別に上限がありますが支援策も用意していると聞いています。こういったところを安平町のゼロカーボンシティ宣言を踏まえて環境負荷のかからない住宅建設を促す取り組みでも助成制度を創設するということで予算 300 万円を上げさせていただいています。もう１点民間賃貸共同住宅の建設支援事業 200 万補正を上げさせていただいていますが、こちらについては従来からやっています民間アパートの建設助成金ということで採択見込額が増えたことで 200 万円増額させていただいています。当初 1200 万で予算上げていましたが、今回２棟分の建設を見込んでいまして、２等で 1400 万見込んでいますから不足する 200 万を増額させていただくものです。あともう１つが若者雇用の助成金になっていまして、こちら 15 万ですが、こちら町内の立地企業、工業団地等を対象にしていますが、そちらの従業員の方が町外から町内に転入した

場合に助成金を出すものでして、今回企業に５万円分の現金、個人の対象になる方に 10 万円のポイントあびらの支給になりますが合算して 15 万円を計上させていただくもので、こちらについては定住促進条例に基づいて計上するものです。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　具体的に例えば補助する場合にしても件数を想定していただいていると思うのですがそうではないのでしょうか。例えば委託料は何件ぐらいとか補助金負担金はある交付金は要するに定住してくる人とか企業があるかどうかはわからないけれどもいずれにしても想定する件数をもし予定していたら教えてください。

〔田中副町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　副町長。
○副町長（田中一省君）　只今、木村課長の方から説明をしましたが、ＺＥＨ＋住宅建設助成金については５棟分。60 万円の５棟分という形になります。それと住宅建設支援事業助成金も先ほど言いましたが２戸の申請が多くなってきまして、現状が 1000 万残額でありまして全体的に支給するのが 1200 万ですからその 200 万を今回補正する形です。数値的には２戸となります。境界杭の修復についてはこれは各境界杭ですので誠に申し訳ありませんが私の資料には数等詳しく記入しているものですから、予算説明については時間的な効率化を図るということでそこまで詳しくは説明しませんでしたが、後々の渡した資料を見て数を確認していただければと思いますのでよろしくご理解のほどお願いします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　今副町長が答弁いただきましたが、民間アパートの建設助成が当初予算 1200 万に対して 1400 万の見込みということで今回 200 万増額させていただいています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　19 ページ、今質問があった定住促進事業の負担金補助及び交付金のＺＥＨ＋住宅建設奨励助成金 300 万に関して、こちら分譲するにあたっていつから分譲開始されるのか、あと平米でいいのでしょうか。い

くらで売り出すのか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　売り出しについてはこの議会で予算を付けていただいた後に早ければ今週末から情報が解禁させていただきまして、申込期間を７月１日からの１か月を予定しています。どうしても宅地の場合角地が人気になるので、まず１か月間募集をかけて重複する場合は抽選を８月中旬ぐらい目途に予定していまして、また、その後全部埋まらなかった場合については随時募集をかけていく形で対応したいなと思っています。あと宅地の面積、販売価格ですが、宅地がまず自治法の関係で町有財産の処分価格、売却価格については客観的かつ合理性のある価格ということで適正の対価での設定が求められていまして、今回固定資産税の評価額、周辺土地の売買実例を踏まえて検討したところ、実際価格周辺土地の売買実例を踏まえた額が適当ということで単価を設定しています。宅地については、平米あたり１万4450円。坪単価だと４万7700円になっていまして、小さい面積の方でいくと概ね370万円程度の販売価格になりまして、大きい面積でいくと400万円程度の販売価格になります。また、アパート用地については平米あたら１万2100円、坪単価４万円で設定していまして、面積小さいところですと800万円程度、大きいところで1500万程度の販売価格になります。宅地については、５区画販売開始で今回考えていますが、アパート用地については４区画、いっぺんに販売すると急激にアパートが建つことで入居率の減につながってしまうと懸念していまして、まず１区画ずつアパート用地は販売していきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　これからの売り出し公表ということであれなのですが、安平町における宅地などの空きがあるかという問い合わせが来ているか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　まず今回売り出しするところも含めて昨年ぐらいから工事していまして、いつぐらいから売り出しするんだとハウスメーカーさんからお問い合わせをいただいています。また、早来学園前に限らず町内で移住とか住宅を建てる方からどこか町内に土地がありませんかというのは都度こちらの移住窓口にはお問い合わせ等をいただいているところです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　都度問い合わせがあるということはこの部分全部年度内に完売できる目途が立つのかやってみないとわからないと思うのですが、そういう試算で歳入にも計上してここにも計上しているのかどうか見通しについてお願いします。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今回歳入を上げさせていただいたのは宅地の５区画分、アパート用地１区画分になっています。担当課としてはまず今回売り出しする分すべて売っていきたいと思っていますが、資材高騰、なかなか資材も入ってこない状況もハウスメーカーさんから聞いていますので、まずは販売に向けてハウスメーカー等々含めて営業をかけていきたいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　では今の件は了解しました。別件でお願いします。11目まちづくり推進費の（１）コミュニティ運動経費の18節負担金補助及び交付金の追分地区町内会連合会助成金200万に関して、こちら確かテントの購入要望と伺っているのですが、こちら購入されたテントの管理についてどのように行っていくか。システム、仕組み等はできているのか伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画担当課長。

○企画担当課長（木村誠君）　今回追分地区町内会連合会に対する助成金ですが、６張り分の購入を予定していまして、基本的には追分地区町内会連合会でイベント等で使うとお聞きしていますが、管理も基本的には町内会連合会でと思っていますが、都度相談しながたら対応したいと思っています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。

○１番（三浦恵美子君）　例えばですが、これ１箇所に保存できるものなのかそうではないのか。もし分散して保存する場合においては例えば使いたいという要望があって６張り全部使うとしたら何か所もの保存されている場所から借りてまた返すみたいな管理とかが煩雑になる可能性もあると思うのでそこら辺一応町からの補助金で買うのですから管理について詰めているのかそうではないのかその点について伺います。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画財政担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　そこまでは話を担当から聞いてはいないのですが、しっかりと管理することと使いやすいようにできればなと思っています。

〔及川町長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　町長。
○町長（及川秀一郎君）　ちょうど町内会連合会の総会に私も来賓で出席していまして確認もさせていただきました。コミュニティ助成事業も活用しながらそういうのにも入ってくると。そしてそれぞれ町内会で必要なテントの個数も確認しながら社会福祉協議会を通じながら管理とかテントの後片付けで例えば壊れたらどうするかとか細かい打ち合わせもやらせていただいていますので、予算的に購入する時に高くなる可能性もあると。その場合は横幕、三方幕と１箇所と横幕を調整しながら金額範囲に収まるような購入の仕方もやっていきましょうという詳しいやり取りがその中でそれぞれの町内会の会長さんも同席する中で打ち合わせもさせていただいていますのでご理解いただければと思います。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　先ほどは失礼しました。20 ページもいいですね。
○議長（小笠原直治君）　はい。
○２番（吉岡政昭君）　地域おこし協力隊の件ですが、定かではないのですが、これは他企業から他でも時間を見ながらのことなのかもしれませんが、他のところにも勤務していてこっちはこっちで働いて両方給料を貰っているんじゃないかという話も実は伝わってきていまして、その辺の事実関係を確認したいと思います。たぶん違うと思いますけども。

〔木村企画担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　企画財政担当課長。
○企画担当課長（木村誠君）　協力隊今二十数名いらっしゃいますが、協力隊の中には基本的には勤務終了とかになっていますので、それ以外協力隊活動以外の時に別のところで働くといった兼業届、副業届みたいなのは出されている方はいらっしゃいます。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは 21、22 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは 23、24 ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　24 ページ、４款衛生費、１項１目地域保健推進費の 18 節負担金補助及び交付金の地域医療提供体制維持費補助金に関して詳細の内訳を伺います。

〔小板橋健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。
○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君）　地域医療提供体制維持費補助金のご説明をさせていただきますが、こちらについては２つの医療機関、あびら追分クリニックと渡邉医院が該当するものとなっています。こちらについては内訳としてあびら追分クリニックが支出の見込み申請額になりますが、208 万 4500 円。それから渡邉医院ですが 1281 万 6700 円となっています。

〔三浦議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　三浦議員。
○１番（三浦恵美子君）　こちら用途に関しては特段こういうのに使うのでと申請して審査が必要だったかどうか。確か上限 3000 万でしたっけ。そこら辺もお願いします。

〔小板橋健康福祉担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　健康福祉担当課長。
○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君）　今、三浦議員がおっしゃられたとおり上限 3000 万円の中での交付となりますが、その他にその下にもありますが看護師雇用とか専門医確保、かかりつけ医という項目もありまして、それら含めて上限 3000 万となっています。他の項目で使われた分の差引額でこの地域医療提供体制維持費補助金の項目で支出をしていくことになります。この項目については医療機関の例えば病院内の清掃費とか、建物の維持管理費、光熱水費といったものに充てられるものということで、こちらも申請書には内訳も付けていただきながら審査をさせていただいた上での補正額とさせ

ていただいています。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　吉岡議員。
○２番（吉岡政昭君）　24 ページでもいいですよね。24 ページの認定こども園等運営費でエアコン設置工事が記述されていますが、これは町費の支出の該当になるのか基本的な問題なのですが、なぜかというと認定こども園というのは民間企業ですよね。その建物にエアコン付ける時になんで町費なのかという疑問が無きにしも非ずでやっぱり自分で設置するべきではないでしょうか。いろんな補助とか恩恵を与えているわけですから町からね。その点確認します。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　こども園については公設民営でやっていますので、施設そのものの設備については物によると思いますが基本的には町で整備していくものと考えています。この補正については今年度はやきた子ども園で設置するものですが、実施設計実施した結果、資材の高騰等により増額が必要ということで補正予算をお願いしたものです。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。
○11 番（高山正人君）　同じところで伺いたいのですが、このエアコン設置については、はやきた子ども園だけなのでしょうか。おいわけ子ども園には入らないということで理解していいでしょうか。

〔佐々木学校教育担当次長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　学校教育担当次長。
○学校教育担当次長（佐々木英生君）　今年度の予算計上については、はやきた子ども園の５教室分です。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　それでは25、26ページで質疑はありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　５目の環境衛生費でこれは私たち議会から上げた請願によるものだと思うのですが、内容について説明お願いします。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。
○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　５目の18節の地下水水質検査助成金になりますが、こちら事業概要をご説明します。本町において上水道の整備をされていない地区に居住する方で地下水を飲用としている方に対してその地下水の水質検査に要する経費の一部を助成する事業になっています。対象者については町内に住民登録を有している方で居住している方、上水道が整備されていない区域において地下水を飲用している方、町税等に滞納がない方を対象としていまして、補助対象については水質検査にかかる被検査費用の２分の１以内で上限額を5000円として定めています。こちらの検査について同一世帯については、年度内１回とさせていただきたいと考えています。こちらの今回補正予算提出させていただいていますので、議決された際にはこちらの内容を住民周知させていただきまして、申請の受付を開始したいと考えています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　すごい喜ぶと思います。自分が検査をして領収証を持っていってお金を貰えるのか、その辺の仕組みについてお願いします。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。
○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　申請の手続き方法ですが、今、議員おっしゃられましたとおりご自身で検査をしていただきまして、その領収証を町に提出していただいて、こちらで助成をするといった流れになっています。

〔内藤議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　内藤議員。
○５番（内藤圭子君）　検査機関が苫小牧とか千歳、札幌いろいろあると思うのですが、普通の人たちはそういう知識がないと思うのですが、もしこういう事業を始めますという時に紹介していただけるかお願いします。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　今インターネットで検索していただいても検査会社が出てくるかと思いますが、どうしてもわからない場合については問い合わせしていただきましたら近隣の千歳とか苫小牧になろうかと思いますが、そちらの検査機関についてのご紹介はさせていただく予定です。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　鳥越議員。

○９番（鳥越真由美君）　今のところですが、例えば検査結果によってあんまりよろしくない結果が出た場合にはそれは町が何かするのか、別補助があるのかそこら辺確認させてください。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　こちら補正で計上させていただいております事業については、あくまで検査費用に対しての助成という事業になっています。検査の結果については検査機関の方に問い合わせていただくか、もしくは保健所にお問い合わせしていただければと思います。

○議長（小笠原直治君）　他にありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（小笠原直治君）　高山議員。

○11 番（高山正人君）　25 ページの環境衛生費の中で（３）の脱炭素化事業で太陽光施設等の補助金が 372 万 3000 円という内示があったとの説明を受けているのですが、これは増額をされたという当初の予定より増えたということでよろしいか教えてください。

〔佐々木生活環境担当課長挙手〕

○議長（小笠原直治君）　生活環境担当課長。

○生活環境担当課長（佐々木智紀君）　こちらについては昨今の物価高騰を受けまして、簡単に言いますと５％分増えたということでご理解していただいて構いません。

○議長（小笠原直治君）　25、26 よろしいですか。

（「なし」の声あり）

◎　延会宣告

○議長（小笠原直治君）　それではお諮りします。本日の会議は一般会計補正予算（第１号）25、26 ページに留めます。これで延会したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原直治君）　異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会いたします。なお、明日午前 10 時より 27 ページから再開しますのでご参集願います。本日はご苦労様でした。

延会　午後４時 35 分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第２項の規定に基づき、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員